

第七十一回国会 内閣委員会 議録 第四十五号

(七九六)

昭和四十八年七月二十六日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 等岡 齋君

理事 藤尾 正行君

伊能繁次郎君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

丹羽喬四郎君

林 大幹君

吉永 治市君

羽生田 千八君

江藤 隆美君

大石 修一君

竹中 進君

旗野 進一君

村岡 兼造君

羽生田 千八君

卓也君

水野 清君

長鹿取 泰衛君

吉田 健三君

高島 益郎君

影井 梅夫君

久保 順一君

外務政務次官

外務大臣官房領事移住部長

外務省アジア局長

外務省条約局長

外務省国際連合局長

外務省欧亜局外務參事官

内閣委員会調査室長

日本社会党・日本共产党・革新共

同、公明党及び民社党の各委員諸君が御出席をお

願いたしましたが、出席がありません。まことに

遺憾ながらやむを得ずこのまま議事を進めます。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題と

いたしました。

○三原委員長 これより会議を開きます。

○三原委員長

このより会議を開きます。

○三原委員長

これより質疑に入ります。

○三原委員長

質疑の申し出があり

ますので、順次これを許します。藤尾正行君。

○藤尾委員

ただいま議題となりました外務省設

置法の一部改正に関する法律案でござりますけ

れども、この内容は、これはもう一日りよう然

で、アジア局という外務省の局に次長を設けた

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

た

卷之三

価ではなくて、戦後日本の国の外交としていろいろなことがありました。たとえば、サンフランシスコの平和条約の締結でありますとか、いろいろな外務省の仕事がたくさんあったわけであ

ります。その中で、私はアジアの主軸をなすと思つておりますけれども、日中の共同声明といふものはどれくらいの立場にあるか、何番目くらい

にあるか、あるいはそういうものの評価を外務省は一体どのようにお考えになつておられるのかと云ふことを聞いておるのであります。

○水野政府委員 御承知のように、これは私のような軽輩が評価を申し上げることが御納得いくかどうかわかりませんが、戦後の政治史上の中で、外交

の歴史の中で、私は、サンフランシスコ平和条約の締結というものが、日本のます新しい進路を占領下から解放された状態において進めたという

ふうに考えております。その次に大きな歴史的な事件は鳩山元総理の訪ソであり、さらに日米安保条約の二度にわたる締結、批准、これもまた大き

な事件であろうと思います。

る新情勢に入りまして、ベトナム戦争の停戦であるとか、あるいは、先ほど申し上げましたように、ニクソン大統領の訪中、訪ソといふもののあ

ここに日本の田中總理が中國を訪問されたということは、先ほど申し上げましたサンフランシスコ平和条約の締結、鳴山總理の訪ソ、日米安保条約の

神結に次ぐ大きな壮挙であらうといふふうに評価をしております。

なくてあなたの御見解も入っておると思いますけれども、日本の戦後の外交といふものの中では、一番大きなものはサンフランシスコの平和条約であ

。二番目は、何か知りませんけれども日本の国への回復である。これは三番目だといふような御解ですか。

水野政府委員 サンフランシスコ平和条約とい
て画期的な事件の中に日米安保条約の締結という

て、サンフランシスコ条約、それから日米安保条約のワク内で日中間の新しい関係を開きたいといふ

う基本方針にのつとつてやつたわけでございま
す。そういうことでござりますので、少なくとも
共同声明において法律関係を新たに規定するとい

うことはできない立場にあつたわけであります。この共同声明の中にござります若干の法律関係と申しますと、第二項の日本政府は中華人民共和国

中国政府を中国の合法政府であることを承認すると
いう点でござりますけれども、これは、従来から
御説明いたしておりますとおり、政府の確鑿で九

理し得る事項である、つまり行政権の範囲内で処理し得る事項であるということをございまして、あらためて国会の御承認を求める必要がな

という立場からできておりまして、したがつて、その第二項を除きましてほかの事項は、すべて政治的な事項、あるいは国連憲章等で定めた加盟國

間の権限関係をさらに再確認をするという政治的な意思の表明ということにすぎないことでござりますので、いざれこいつをしましても、日本と中国

との間に於て新たに法律關係をこれによつてつくり直したことではないと、いうのが政府の立場でござります。

○藤尾委員　ただいま専門の条約局長からお話をあつたわけでありますから、それはそれなりに法的に成り立つ一つの見識である、かよろこ私は

考えるのでありますけれども、問題の展開があまりにも早く進み過ぎておる。もつと基本的なところでも私はこの問題の議論をしていなければならぬ

らない、私はかように考るのでもうだらさぬ。
いやしくも今度の日中共同声明と云ふものが含
んでおります内閣へはねなづかひがいへます。こ

とえば、いまの御答弁の中にもございましたように、日中両国間に存在しておる不正常な状態を終了するのであるとか、あるいは中華人民共和国政

政府が中国の唯一の合法政府であると認めるとか、あるいはこれに付隨をいたしますと、台灣が中華人民共和国の一部であることは明白です。

人民共和国の領土の不可分の一部であるとする主張を日本国政府が十分理解し尊重し、ポツダム宣

言第八項に基づく立場を堅持するとか、あるいは日中両国は外交関係を樹立し、大使をすみやかに交換するとか、中華人民共和国政府は日本に対するものである。また、今日中韓は國連憲章の原則に基づき平和的手段によつて解決するとか、あるいは、日中両国間の国交正常化は第三國に対するものでなく、また両国はアジア・太平洋地域で霸權を求める。霸權を確立しようとする他国の試みにも反対をするとか、平和友好關係を強固にするために平和友愛の協約の締結に合意するとか、あるいは人道的往来の拡大を意図しつゝ、貿易、海運、航空、漁業などの協定を締結することに合意をするとかいうような、この内容を見てみますと、これはただ単に、田中総理、大平外務大臣が北京に行つて、周恩来をはじめとする中国の当局者と話しをして、共同声明を発したということで済む内容のものではない、私どもはそういうふうに考えております。

これは、戦争の終結をはじめとしたしまして、日中両国間の基本的な関係を示す、いわば平和条約にもひとしい重要な合意が中に盛り込まれておる、かよう考へるのでございまして、そういう内容であればあるほど、あなたの評価が高ければ高いほど、この問題は、昨年九月に締結をされ、やがて九月が来ようとしておる、一年になりますとしておるが、その間、これは共同声明でござりますといつてほうりっぱなしにして、国家の最高機関であります国会がこれについて承認をするかいなかといふような意思決定をする機会が与えられていないといふことが、はたして政治常識から考へて通るかどうか。法律論は別ですよ。

そういうことを考へてみますと、もしかりに、これは声明だから何も国会承認手続は一切要らないんだという、あなた方のいまつておられる龍度で何でもかんでも処理せられるとするならば、これは行政上の行為であるからといって押し切つ

ては、日本の國の方向を決定する重大な外交進路といったものが、国会と何も関係なく、國民と何も關係なく、「外務省」一大臣、一總理大臣の恣意で何でもやつていいけるという前例をつくることになるのです。私は、その基本的な体制、態度、そういうたもののが、自由民主主義にのつとつて運営をせられておる私ども日本人の政治体制のあり方、立法体制のあり方、外交体制のあり方、こういうものから考えて、きわめて逸脱をした、非常に専權が過ぎておる、いわばこれは一種の「フーリッシュ」的やり方ではないかと私どもが申し上げても、國民の諸君は別に、それはおかしい、言い過ぎだといふことは考えられない内容を含んでおる、かように私は考えておるのでござりますけれども、そういった私の考え方方が間違ひなのかどうか、この点はどう思つておられますか。

○高島政府委員 緯り返しになりますけれども、私がからもう一回法律論につきまして御説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり、中國との間に戰後平和条約を締結いたしました事情もありまして、同じ中國との間に二度平和条約を締結するということは法律的に不可能なことでござります。そういう觀点から、私ども苦心いたしまして、このようない形でもつて日中間の正常化をなし遂げたわけでございます。

いろいろ先生御指摘のとおり、この共同声明自体の持つ政治的な重要性は、私ども十分に承知いたしております。ただしかし、政府といたしまして、形式論になるかもわかりませんが、法律的に申しますと、共同声明の各項とも、どの項につきましても、国会の御承認を法律的に得なければならぬということではなくて、政府の権限で処理し得ることであるといふ御説明だけはできるといふことを先ほど申し上げましたけれども、全体といたしまして、非常に重要な政治的な意味を持つた共同声明であるという点につきましては、私ども十分に了解いたしております。

○水野政府委員 私が補足させていただきますが、藤尾先生の御指摘のとおり、この共同声明は日本の外交方針、あるいはさらに国運に関する非常に重大なことであらうと思います。そしてそのことにつきましては、日中共同声明の発出後、昨年の臨時国会あるいは通常国会におきまして、総理大臣の演説並びに外務大臣の外交演説の中で、この内容につきまして御説明を申し上げております。そして、もちろんそれだけで十分というわけではございませんが、この中に出でまいります、これから交渉しなければならない実務協定が幾つかございますが、その実務協定の一つ一つにつきましては国会の御審議をいただく、こういう手はずになつておるわけでございます。

○藤尾委員 政務次官、あなたは外務大臣の代理として出てきておられる政治家です。よろしくうございましょうか。条約局長が言っておられるような法律的な解釈、それは一方の解釈論として成り立つ。しかし、それに反対の法律論もあるわけですね。それはたくさんある。ここにございます中央大学の法学部教授の經塚作太郎という方の法律論を見ましても、それは内容からいってそのように処理すべきものではないんだ、憲法第七十三条第三号によつてそういうものは国会の承認が手続上必要であらうと思うというような法律論も片方にある。そういう問題なんですね。

あなたは、その中で処理すべきこまかい、やれ貿易協定であるとか、航空協定であるとか、あるいは海軍協定であるとか、漁業協定であるとかいうような、今後つくつていかれるような行政的な協定が国会で審議されなければ成立しないんだから、本家本元の、肝心かなめの共同宣言というものが、別に法律論は法律論としてありますけれども、政治的に見て、そういうことが国会といふものが関与することなくかつてに発効していく、そういう姿で日本の國の政治がありとあらゆるところに進んでいったときに、われわれは過去いろいろなことがございました。戦前、戦中を通じて、私たちもいろいろな経験をしてきたわけであります。

ですが、その際に議会というものがほんとうの役割りを果たしてきたのか、あるいは行政といふものがそれを乗り越えて突っ走ったのか。そこに大きな力の力学的な関係が、非常に正常な民主主義的な帝国憲法というもののあり方を乗り越えていつて、そして一つの道にまっしぐらに進んでいったんだ、その結果がかつての太平洋戦争であつたということをやつていかなければならぬ。そのときの経験をわれわれは持つておる。われわれは意思決定をする基本的なものはこれは國民です。日本国憲法ではっきり示されておる。にもかかわらず、行政が優先をしてもいい、これは法律的に国会にかけなくていいんだ。そういう形式があるんだという見解があるからといって、そういう大道をあなた方がお選びになつていかれるということは、日本の國の政治の将来、政治の大道といふものから見て正しいいかないかということを、あなたがどのように判断しておられるか。

あなたは政治家です。外務大臣がどのように考へているんだ、総理大臣がどのように考へているんだということを、あなたは総理大臣並びに外務大臣にかわって國民にいま述べられんとしておられます。よろしくうございますか。これは国会の場です。速記をとつておる。國民はみんなこれを見るわけです。聞くわけです。そういう立場であなたは後世に残る決意をここで御表明にならなければならぬ。わかりますね。協定は国会に御承認を願うことになつておりますという態度で、あなたが、戦後の日本の政治史の中で、サンフランシスコ平和条約といふものに次いで大事だと思ったお話を残す決意をここで御表明になつておきます。どうですか。

○水野政府委員 非常に重大なお話をいただきましたが、私が先ほど申し上げたことをもう一度まず申し上げますと、この共同声明は非常に重要な件であります。この共同声明は非常に重要な件でありますので、この声明の内容につきましてもお伺いいたします。どうですか。

しては、総理大臣が施政演説、外務大臣が外交演説その他いろいろな角度で御説明をしております。そしてこの共同声明が将来日本と中国との平和条約に発展するであろうということは私どもは予測をしている点であります。しかし現在は、ちょうど日本とソビエトの国交回復のときと非常に形式が似ているわけであります。実務協定からだけでも、ともかく合意できるものを——御承知のように、中国はわれわれの住んでいる社会と社会体制が違うわけでありまして、実務協定からでも自主的に話し合いのつくるものはまとめて御審議をいただいて、その進展いかんによつて日中の平和友好条約というようなものを将来締結をして、国会の御審議を得て日中間の総まとめにしていくのが私どもの考え方でございます。

○藤尾委員 あなたは大体私の質問の要旨を理解しておられないようです。政治家として、総理大臣があるいは外務大臣が国会で一回説明をいたしました、それでよろしい、それはほどその中身は軽いものなんでしょうか。

あなたは、日本の國が戦後とつてきた外交といふ、非常に大きな大事な仕事の中で、これは二番目か三番目に位する、こういふよくな評価をなすつておられる。その内容について国会が審議する場が与えられていない、これは事実ですよ。そうして法律的にも、一方において、これは共同声明という行政的行為であるから別に国会の承認は得なくていいんだというものの解釈がある。法律的解釈。もう一方には、しかしながらその内容といふものは、少なくとも両国間の基本的な関係、そういうものを決定するという重大なものを持んでおるのだから、これは条約と同じに考えて、条約なんだといふものの考え方で、このこと自体を国会の承認手続をとつていくのが至当ではないかという法律論もある。そういうときに、とにかく政治というもの過去、現在、未来、そういう長い長い日本の國の運命といふものを踏まえられてそういう措置をおとりになることがほんとうに政治的に正しいのだろうかどうかということを私

は申し上げておる。そこに非常に懸念がある。へたをするとファッショになる可能性を持つておる。おそらくことです。そういうことをあなたが政治家としてどう考えておられるかといふことが大事なんです。

いま一点、あなたの御見解の中に非常に重要な点が含まれておる。これは速記にとつちやつたのですから、あなたは速記を訂正されるより方法はなかろうと私は思いますけれども、日中の共同声明というものはやがては平和条約になるんですけどいうことをおつしやった。ほんとうにそなりますか。これは高島条約局長が、そうじやありません、平和条約というのは結べないんです、といふ見解を表明しておられた。明らかに、外務省のあなたと条約局長の答弁の中に、大きな大きな食い違いがある。これをどうされますか。だから私は、大臣が出ていらっしゃい、総理大臣も出ていらっしゃいということを申し上げるわけです。

○水野政府委員 先ほど私の答弁の中に、平和条約と申し上げた点があつたかと思いますが、それは平和友好条約というつもりで申し上げたのであります。

いま藤尾先生のお話でございますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、この共同宣言といふのは、政府の国会におはかりしなくともできる範囲の権限でやつたということは、外務省だけでなく内閣の法制局とも打ち合わせた上の法律的見解でござります。もちろん、この見解に反するという御見解も、学者の先生方にはあらうかと思いますが、政府はその見解をとつてやっているわけでございます。私は、そのやり方の方法以外は現在はなからうと、こう思つてているわけでござります。そしてこの共同声明を将来発展させて日本の中の國の平和友好条約といふものに煮詰めていくて、それをやがて国会におはかりを申し上げる、この方法が現在とられているわけでございますし、私はこれに疑念を持つております。

○藤尾委員 あなたの御答弁は非常に次元が低い。私が申し上げておるのはそんな法律的な

法律論はいろいろあります。法律論を無視して政治的な判断をするということはなかなかできません。ですから法律論は、その限りにおいて、その根拠をなすという意味合いで重要です。しかし、私どもにとつて大事なのは、法律的解釈ではなくて政治的な決断なんです。よろしくおきりますか。戦前から戦後を通じて、幾多のわれわれの先輩が大きなややまちをやってこられた。そのときは、それぢゃんとした政治的理由があり行政的理由があつたのです。よろしくおきりますね。にもかかわらず日本の進路が非常に大きなカーブをしてしまった、軌道をそれでいったという事実を、私どもは認めなければならぬ。あなたがいま言つておられるような見解、それは私に言わせれば殺人のような見解ですよ。

だからあなたは、ほんとうに政治的な立場、政治家として、こうすることが日本の将来にも過去にも対しても恥ずかしくないんだ、これで一点の間違いもない、それが歴史的ないろいろなあとから批判を受けるに足るんだ、国民にもそれを申し上げていい、というお考えならなぜそれを当初において、もう一年になろうとしておるこの間に、国会におかけになって堂々と審議をお受けにならないのですか。大きな政治的な大道といふものを避け、裏道のほうをずっと通り抜けているふうな不純なものがあるということを私は申し上げておるわけなんです。よろしくおきりますか。

それから、いま一点お伺いいたしたいけれども、あなたは冒頭に、「私が申し上げたのは平和友好条約でございまして、平和条約じゃございません」と言われたけれども、これは速記を通じ、やがて中共にもいくのですよ。北京にそのとおりあなたの見解はいくのです。そうすると、北京へいつまるつきり違つたものなんだ、このように考えら

れるという可能性を持つておりますけれども、それでもよろしいんですね、あなたは、よろしゅうござりますね。その点はあらためて確認をいたします。明確に言つてください。

○水野政府委員 先ほど申し上げたおりでございます。それから藤尾先生から、このやり方は非常にファッショ的であるというような御指摘、おしゃりを受けましたけれども、私はさようには考えておりません。日本と中国との間に結ばれた、昨年の総理の訪中の際の共同声明の内容、その後の手続につきまして、ファッショ的である、独断であるといふようなおしゃりがございましたけれども、私は決してそういうふうには考えておりません。

○藤尾委員 私は別にここであなたと議論をする考えはない。それだけのものが記録に残りましたから、それでよろしいわけです。その政治的見識というものは歴史がこれを示すんです。よろしゅうございますね。ですから、あなたがいま言っておられたことと私の言つておることは、明確に記録に残っておりますから、後世、こういったものをお読みになられる、勉強せられる方々がこれを考え方として、どつちの見解がより正しく政治的に見て間違いがないのかということを判断せられるのですから、私はあらためてここであなたとその議論を繰り返したくない。無用の議論である、かように考えます。

しかし、あらためてお伺いをいたしましたが、平和友好条約であつて平和条約でないとあなたはおっしゃった。そうですね。そうすると、何のために友好条約に平和という字をつけたのですか。そこに非常なあなた方の態度の不明確さ、悪いことは言えぱごまかし、そういうたものにおいが感ぜられてしかたがない。平和友好条約なんといふまぎらわしいことは使うものじゃない。平和条約をおつくりになる気持ちは全然ありません、だから友好条約をこの次につくりましょとうということを表明されたらしいのであって、そこに平和友好条約といふやうなまぎらわしいことをばを

お使いになつた。これにはこれだけの理由があるはずです。私はその点を考えましたときに、世の中に、平和友好条約という、どちらにウエートがあるのか、知りません。平和にあるのか、友好にあるのか、そういうことを詰めていくのが私どもの国民的な課題なんですね。そういう点もあわせお考へになつて——法律論は別です。政治的にお考へになつて、なぜ平和友好条約という平和がついてるんだ。あなたの考へはどうですか。

○高島政府委員 この問題、実は法律的に多少関係ござりますので、私から先に答弁させていただきます。

先生御承知のとおり、平和条約と申しますのは、戦争のあと始末をつける条約、つまり戦後処理の条約でございます。まず第一番に戦争状態を終了する、それから領土の問題を解決する、それからいろいろ賠償問題を処理する、主としてそういう項目を盛つたものが平和条約という名前ものでございます。これに対しまして、共同声明第八項にございます平和友好条約、この平和は、いわゆる平和条約の平和とは全く違いまして、平和的、友好的関係を設定する条約でございます。いまして、これは国際間にも先例がござります。戦争と全く関係なしに、二国間で平和友好関係を設定するための条約をつくるという例は過去にもござります。共同声明第八項でわれわれが意図しましたことは、まさにそういう将来の日中間の関係を持つて、こうしたことございまして、戦後の処理は全く問題にいたしておりません。そういう点は完全な合意がございますので、ぜひ御了解いただきたいと思います。

○藤尾委員 そこまでまた重大な問題が出てまいりました。いま条約局長のお考へによりますと、平和友好条約と第八項に規定されておるけれども、それは平和条約的な処理は一切含まないんだ。これは友好条約なんだ。友好条約の友好の上に修辭として、平和的という意味で平和といふ字がくつづいてるんだ、こういうことなんですね。そうすると、あなたがさつき言わされた日中共同声明

明というものがやがては平和友好条約に変わつていくんだという認識は、これはまるつきり誤りでありますよ。あなたはおわかりになつておられるんですか。どうですか。

○水野政府委員 高島条約局長の答弁がありまして、たけれども、私はこの共同声明を踏まえて、この内容も含めて将来平和友好条約を結んでいく、そういうふうに理解をしております。

○藤尾委員 そうしますと、そこでますます問題がおもしろくなつてきて、あなた方は非常にお困りになることになる。そうすると、あなたが言っておられることがほんとうだとすれば、将来結ばれるであろう日中の平和友好条約の中に、領土とかあるいは賠償とかというような戦争終結に関する内容が、そのまま持ち込まれるとあなたはおしゃるのですね。

○水野政府委員 必ずしもそぞうじうことではございません。

○藤尾委員 あなた、そういうごまかし、ひょろひょろした答弁をしておられたのでは、私ども非常に迷惑をする。そろじやないんです。平和条約といふものは、いま条約局長が言われましたように、これは明らかに戦争のあと始末ということが目的なんです。でござりますから、戦争状態の終結であるとか、賠償問題であるとか、領土問題であるとかといふことがうたわれるわけでござります。この共同声明によつて、日本と中国との戦争の終結であるとかといふことがうたわれるわけなんですよ。よろしくごぞざいます。それが平和条約なんですね。この共同声明は、全面的な戦争終結に関する問題かいかないかということはこれから論議でござりますけれども、そういうものを含んでおる内容になつておる。それをあなたは、将来、第八項に基づく日中の平和友好条約に持ち込むといふことを、いま一度も三度もおつしやつた。

○藤尾委員 そこまでまた重大な問題が出てまいりました。いま条約局長のお考へによりますと、平和友好条約と第八項に規定されておるけれども、それは平和条約的な処理は一切含まないんだ。これは友好条約なんだ。友好条約の友好の上に修辭として、平和的といふ字がくつづいてるんだ、こういうことなんですね。そうすると、あなたがさつき言わされた日中共同声明

もがふえんをして伺いますと、ほんとうを言うと、これは日本と中華民国との間の平和条約です。そのつもありでお答えになりなさいよといふこと申上げてあるのです。ことばの上の問題じゃない。だから、その間をするする逃げて回らうるんですか。どうですか。

○水野政府委員 高島条約局長の答弁がありまして、たけれども、私はこの共同声明を踏まえて、この内容も含めて将来平和友好条約を結んでいく、そういうふうに理解をしております。

○藤尾委員 そうしますと、そこでますます問題がおもしろくなつてきて、あなた方は非常にお困りになることになる。そうすると、あなたが言っておられることがほんとうだとすれば、将来結ばれるであろう日中の平和友好条約の中に、領土とかあるいは賠償とかというような戦争終結に関する内容が、そのまま持ち込まれるとあなたはおしゃるのですね。

○水野政府委員 必ずしもそぞうじうことではございません。

○藤尾委員 あなた、そういうごまかし、ひょろひょろした答弁をしておられたのでは、私ども非常に迷惑をする。そろじやないんです。平和条約といふものは、いま条約局長が言われましたように、これは明らかに戦争のあと始末といふことが目的なんです。でござりますから、戦争状態の終結であるとか、賠償問題であるとか、領土問題であるとかといふことがうたわれるわけでござります。この共同声明によつて、日本と中国との戦争の終結であるとかといふことがうたわれるわけなんですよ。よろしくごぞざいます。それが平和条約なんですね。この共同声明は、全面的な戦争終結に関する問題かいかないかといふことはこれから論議でござりますけれども、そういうものを含んでおる内容になつておる。それをあなたは、将来、第八項に基づく日中の平和友好条約に持ち込むといふことを、いま一度も三度もおつしやつた。

○藤尾委員 そこまでまた重大な問題が出てまいりました。いま条約局長のお考へによりますと、平和友好条約と第八項に規定されておるけれども、それは平和条約的な処理は一切含まないんだ。これは友好条約なんだ。友好条約の友好の上に修辭として、平和的といふ字がくつづいてるんだ、こういうことなんですね。そうすると、あなたがさつき言わされた日中共同声明

もがふえんをして伺いますと、ほんとうを言うと、これは日本と中華民国との間の平和条約です。そのつもありでお答えになりなさいよといふことを申上げてあるのです。ことばの上の問題じゃない。だから、その間をするする逃げて回らうるんですか。どうですか。

○水野政府委員 高島条約局長の答弁がありまして、たけれども、私はこの共同声明を踏まえて、この内容も含めて将来平和友好条約を結んでいく、そういうふうに理解をしております。

○藤尾委員 そうしますと、そこでますます問題がおもしろくなつてきて、あなた方は非常にお困りになることになる。そうすると、あなたが言っておられることがほんとうだとすれば、将来結ばれるであろう日中の平和友好条約の中に、領土とかあるいは賠償とかというような戦争終結に関する内容が、そのまま持ち込まれるとあなたはおしゃるのですね。

○水野政府委員 必ずしもそぞうじうことではございません。

○藤尾委員 あなた、そういうごまかし、ひょろひょろした答弁をしておられたのでは、私ども非常に迷惑をする。そろじやないんです。平和条約といふものは、いま条約局長が言われましたように、これは明らかに戦争のあと始末といふことが目的なんです。でござりますから、戦争状態の終結であるとか、賠償問題であるとか、領土問題であるとかといふことがうたわれるわけでござります。この共同声明によつて、日本と中国との戦争の終結であるとかといふことがうたわれるわけなんですよ。よろしくごぞざいます。それが平和条約なんですね。この共同声明は、全面的な戦争終結に関する問題かいかないかといふことはこれから論議でござりますけれども、そういうものを含んでおる内容になつておる。それをあなたは、将来、第八項に基づく日中の平和友好条約に持ち込むといふことを、いま一度も三度もおつしやつた。

○藤尾委員 そこまでまた重大な問題が出てまいりました。いま条約局長のお考へによりますと、平和友好条約と第八項に規定されておるけれども、それは平和条約的な処理は一切含まないんだ。これは友好条約なんだ。友好条約の友好の上に修辭として、平和的といふ字がくつづいてるんだ、こういうことなんですね。そうすると、あなたがさつき言わされた日中共同声明

もがふえんをして伺いますと、ほんとうを言うと、これは日本と中華民国との間の平和条約です。そのつもありでお答えになりなさいよといふことを申上げてあるのです。ことばの上の問題じゃない。だから、その間をするする逃げて回らうるんですか。どうですか。

○吉田(健)政府委員 私、申しましたのは、国家

のいろんな情勢で、人數がふえたり、場所が

滅つたりふえたりする、こういう事実はあるうど思いますが、一般的に中国は、歴史的に見ますと、いろんな名称を使つた王朝なり政府ができておりましたが、これを中国民族を中心にして一つの国家体制をつくつてきておつたという意味で、一般的的、常識的に中国といふうにわれわれ考えられる国がある。これが何年までさかのばつて、いつの時点などでどうであつたかということは、歴史的にいろいろ詳細に見なければならぬ問題であろうかと、一般的の常識論として申し上げた次第でござります。

○藤尾委員 重大な法律的な問題を含んだこの問題を論議しておるときには、一般的に見て、常識的に見て中国といふのはそのようなものらしいうございますといふうなことで、あなた通りますか。いま現在私どもが、あなたが言っておられる中国といふものの中へどれだけの一體、正式な國名は、何と何と何といふ國があるのか。それとを言つていらんなさい。

○吉田(健)政府委員 現在の状況で見ますと、いわゆる中國大陸のほうの中華人民共和国政府も、台灣は自分の領土であり中国は一つであるといふことを言つております。また台灣のほうにあります政権も、中國大陸を含めまして中華民国と称して、これが中国は一つであるということを主張しておるわけとございまして、その意味では、どちらも中国、そしてそれは一つである、そういう考え方方が出ておる。体制といたしましては、北京に中華人民共和国政府があり、台灣に中華民国という政権が存在しておるという姿であらうか、かよううに考へるわけでござります。

○藤尾委員 あなたはもう少しはじめにお考えにならなければいけない。いま三つあるのです、中国の中に国は、中華人民共和国も中国と称しておる。あなたがおつしやつたとおり、台灣にあります中華民国も中国と言つておる。そのほかにモンゴル人民共和国といふ国がある。これは一体どこなんですか。中国じゃないのですか。中国なんですか。

○吉田(鶴)政府委員 モンゴル人民共和国は、国際的には、モンゴル人民共和国という独立国として、一つの国家として中国とは別に存在しておるものと現時点では考えられておるわけであります。

○藤尾委員 您の言つておられる中国というものは地名なんです。その地名の中に、あなたが言つておられる地名的概念の中に、中華人民共和国が持つておる広い広い領土がある。また台湾にあります国民政府は、自分も中国と言つておるから、台湾も中国なんだろう。またモンゴルも、これはあなたの言つておられるような一般的な、常識的な地名からいえば、これは中国なんでしょう。その中に入る。三つあるのです。あなたは二つだとおっしゃる。だからこの中国というのは少なくとも國名じゃない。國じゃないのです、あなたの方のおっしゃつておられる中國といふのは、これは國家ですよ。厳然と、だれが考えてもよしきのないよう、ことばを使い分けをしてもらわなければ困る。これは中華人民共和国でございます、これは中華民国でございます、これはモンゴル人民共和国でございますといつて、使い分けをしてもらわなければ困る。一般に中国という地名をもつて國の総称にかえておりますといふようなことで通るときと通らぬときがある。この場は通らないのです。外務当局が、こういったことを、あまりわれわれがものを知らぬからといって、「まかして通ろう」というような態度はきわめてよろしくない。もっとよじめにお答えを願いたい。

そこで、ここでまだあなたとそんな議論をしているひまはありません。内容の問題に入らざるを得ませんから、内容の問題に入ります。

ここにたくさんの中の問題が含まれておるわけですが、この日中共声明と併記の中には、先ほど上げましたように、九つの内容がこの共同声明の中に大体盛られておる。これは私の不敏のいたすたわけござりますけれども、先ほども私が申しあげましたように、九つの内容がこの共同声明の中に大体盛られておる。これは私の不敏のいたすところであつしかないと言いましたけれども、あ

これから延々とやつていれば、きょう一日で済むか済まぬかわからぬ、一つ一つ詰めていくと。そういったことも含めて、ひとつ国民に——私にじやないですよ、私になんか言つたって、それは何も通りやしませんから。どのように考えておるかといふことをお答えをいただきたい。

○高島政府委員 この点も、実は共同声明の作成にあたりましてたいへん苦労したところでございまして、わがほうといいたしましては、日中間の賠償問題を含めましてすべて法律的に処理済みであるという立場で交渉いたしました。こういう政治的な表現になつたわけございまして、ここに書いてござりますとおり、ただいま先生が賠償請求権を放棄したとおっしゃつておられましたけれども、そちらではなくて、戦争賠償の請求を放棄するという、法律的な表現で処理したということございます。

○藤尾委員 そこで、そんなことはどうでもいいことですかねども、これはあなた方が非常に苦労なつたという話を聞いているだけの話で、何の説得力もない。そうすると、政治的に見て、日本と中国との間にあつた非常に不幸な長い間の戦争、そういうものを終結をして、賠償はもういただきません、賠償はようござんす、領土の問題はこうやつて片づけましょう、戦争状態は終結をいたしましょうと日本との間にきめてくれたのは、中華民国ですか。あるいは中華人民共和国ですか。どっちですか。

○高島政府委員 これも先ほど申しましたとおり、日華平和条約によつてその問題はすべて処理済みであるという立場で昨年の日中正常化をやつたというのが、私たちの立場でございます。

○藤尾委員 水野政務次官、いまお聞きのとおりです。そうすると、日本の立場とすれば、長い間の中国との間の不幸な戦争、それによって与えたいろいろな戦争被害といよぶなものも含めて、この戦後処理といふものを解決してくれたのは、現在、台湾にある蔣介石總統の率いる国民党であるということだが、いま条約局長の口から明

らかになつた。よろしくうござりますね。(水野政府委員「けつこうです」と呼ぶ) これはあらためて記録に残すのだから、私語はいけません。

○水野政府委員 日華平和条約によつて戦争処理のあと始末の諸規定ができ上がつたということは、私もそう思つております。

○藤尾委員 そうすると中華人民共和国は、この戦争の処理の問題について私どもには何もしてくれなかつたことになる。この共同声明は一体何ですか。どうお考へえます。

○水野政府委員 これは法律的な問題ではございませんが、中華人民共和国は、日本に対しまして自分たちの正統性を主張しておりましたけれども、その中で、やはりそれだけに、領土問題であり賠償問題というものを考えておつたわけあります。たとえば、この賠償請求を放棄するといふことは、向こう側が一方的に言つたことであつますが、中華人民共和国が今後そういう問題を持ち出さないといふこととの約束には、私はなろうかと思うわけであります。そういう意味で価値がある、私はこういふふうに見ております。

○藤尾委員 あなたは法律的な立場でものを言つてくださいよ。ばかなことをおつしやつてもらつては困る。いいですか。先ほども言われたように、日本と中国との戦争の諸関係は日華平和条約できめられておるわけです。それで全部バアなんです。済んでいるのです。あとで請求権が残るとか残らぬとか、よけいなことだ、そんなことは。そういうものは何の意味もない。何の意味もない、内容のないことをここに羅列してあるだけにすぎない。こういうことなんです。私はそう思つておりますけれども、あなたは違つと思ひますか。

○水野政府委員 この共同声明自体が、日本がそういう立場をとつてきたといふ、日本と中華民国とが日華条約によつて規定されて戦争処理の問題が済んできたということを、これは別の表現で中華人民共和国に認めさせた、私はこういう結果であらうと思つて評価をしております。

○藤尾委員 そうすると、きまつておるものの中華人民共和国が認めてくれたから、それはそれなりに非常に大きな意味を持つておるのである、こういう評価ですね。

○水野政府委員 さとうじいさうします。

○藤尾委員 まあ、それでよろしくもうございませんから、議論はやめておきます。

そこで、この中にございます領土の問題、日中共同声明の第三項です。ここには「中華人民共和国政府は、台灣が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」ということになつて、台灣はここで言つている中華人民共和国の領土の一部であるということをあなた方はお認めになつたんだ。私のその理解に間違いはないかあるか、その点をお答えいただきたい。

○水野政府委員 藤尾先生のお話とちょっと違うのであります。中華人民共和国が主張しているのは、台灣は中華人民共和国の領土の一部である、こう言つておるわけです。日本政府はその言つていることを理解もしたし尊重もいたしますが、日本のとる立場は、ポツダム宣言第八項に基づいて台灣に対する領土権といふものを放棄したわけでありますから、そちらで御解決を願いたい、こういう態度をとつておるわけでござります。

○藤尾委員 あなたとそんな議論をしたくないけれども、そういうことを言われるから言わざるを得ない。中華人民共和国側が言つておる復交三原則というのは何と何と何ですか。

○吉田(健)政府委員 国交正常化前に中国側で言つておりました復交三原則というのは、北京政府が唯一正統の政府であるということを認めろ、それを廢棄しろ、この三つのことであるがと思ひます。

○藤尾委員 そちらすると、この日中共同声明をおつくりになられた政府の姿勢、そり聞いたものの中では、一体ただいま言われました中華人民共和国側の復交三原則というものを認めておるのか。認めないのですか。

○水野政府委員 その第一項である中華人民共和国は中国の正統政府であるという点は認めておりますが、あと二項は十分に認めておりません。

○藤尾委員 そうすると、日本国は中華人民共和国のいわゆる復交三原則というものを見めてないということを、あなたは明確に言い切られるのですね。

○水野政府委員 第一項以外は完全に認めていいなといふことでござります。

○藤尾委員 それは政府の見解として受け取つてよろしくうござりますね。あなたの見解じゃありませんよ。

○水野政府委員 けつこうでござります。

○高島政府委員 ちょっとと補足させていただきます。

この辺のところは非常にむずかしい問題でございまして、共同声明の前文にもござりますとおり、「日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立つて国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する」ということを日本側が申しておりますと、この立場から共同声明に述べられた各項目が規定されておるということをごぞざいまして、まず第一番の中国政府の承認、この点につきましては、ただいま政務次官がおっしゃったとおり、完全に日本は中国側の立場に同意しているわけでござります。ただし、第二原則でありますところの台灣の主権に関する主張につきましては、第三項に書いてあるとおりでございまして、両方の立場が並記されておる。もし、ただいま政務次官がおっしゃったとおり、完全に同意しているのであれば並記する必要はないかつたわけでございまして、そういう点におきまして若干のニヒアンスの差があるという点を御理解いただきたいと思います。

それから日華平和条約につきましては、共同声明の文言の中には出てまいりません。これは共同声明の発出の日に大平外務大臣から口頭によつて失効する旨を宣言をいたしておりますけれども、この点につきましても、中国側の主張でありますところの、当初から無効であるから廢棄すべきであるという立場には、わがほうは完全には同意いたしておらない次第でござります。

○藤尾委員 いろいろ回り持つた話で、むずかしいところが多くありますから、これはもつと詰めな議論をしてみなければいけないわけございますけれども、ここに大平外相が日中の共同声明を御調印になつたあと、昨年の九月の二十九日の記者会見で明らかにされた共同声明に関する政府見解といらものがあります。その中にこの第三項をめぐりまして日本政府の意思が述べられておるわけであります。「台湾問題に関する日本政府の立場は、第三項に明らかにされているとおりであります。カイロ宣言において、台湾は、中国に返還されることがうたわれ、これを受けたボツダム宣言（具体的には「カイロ宣言の条項は履行せられるべく」とした第八項）を我が国が受諾した総縛に照らせば、政府がボツダム宣言に基づく立場を堅持するということは当然のことであります。第五項に明らかにされている中華人民共和国政府の云々といつて賠償放棄の項に移つていくわけでありますけれども、ここで、先ほど条約局長が言われた並記をしてあるということ、これは実は非常に重大な意味を持つておるわけですね。これはあなたも言われた。それは向こうが言つておるのであって云々ということなのですけれども、この第三項にも明確に書いてありますように、向こう側は「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一項に基づく立場を堅持する」と書いてある。これが理解するのはいいでしょうね。理解するんだか

尊重するということはが入っている。この尊重するといふことなのですか。

○吉田(健)政府委員 これは第三項の最初に、中華人民共和国政府は、台湾が不可分の領土の一部だということを先方の意見として述べておるわけですが、サンフランシスコ平和条約でわが国が台湾に対する領土権を放棄したわけでございまして、だれのものであるかということはわれわれとしては言えない法律的立場に立つておるわけでございます。また同時に、先ほど先生御指摘のカイロ宣言、ポツダム宣言で、台湾は将来中国に返還されるべきものといふような規定があるという事実を踏まえまして、現に、いままでは台湾のほうでは、中国大陆全部を含めまして中国は一つで、これが全部中國といふ領土であるといふ主張もあつたわけでございますから、そいつた観点から、そういう事情を理解し、尊重していくといたしまして、また、この同じような文言が、中国とその他の国々、今まで国交を回復いたしました国々の間に使われておるといふ先例も多々ございますということを御参考までに申し上げておきます。

○藤尾委員 あなたはいま、私が聞きもせぬのに、先の問題まで踏み込まれて御答弁になられました。ポツダム宣言でわれわれは領土権を放棄をしておるのだ、そこまでは日本國のやつておる権限であつて、それから先はわからぬのだ。ただ、向こうがそう言つておるから、そつ言つてることを尊重をしたのだ、こういう趣旨のことなどざいりますけれども、それはそれでいいでしよう。しかしそこで重大な問題が出てくる。一体領土とは何ですか。

○高島政府委員 一般に領土と申しますのは、國家の一つの構成要件といたしまして、主權、国民、それから領土、そういう國家構成要素の一つとしての部分をなしておりまして、その部分に対しまして通常は施政権が当然及んでいなければなりませんけれども、施政権が現実

に及んでいるかどうかという点は、領有権という問題とは必ずしも一致しないケースがございます。現に日本につきましても、そういうケースは

北方領土についてあるわけでございまして、わがほうは、北方領土は領土であると思って、そういう立場でござりますけれども、現実の施政権は及んでおりませんが、そういう不幸な事例がございまして、わが

國が台湾に対する領土権を放棄したわけでございまして、だれのものであるかということはわれわれとしては言えない法律的立場に立つておるわけでございます。

○藤尾委員 そこで、重大な問題が二つ出てまいります。一つは、つまり私どもは権限がない、放棄した。そしてサンフランシスコ条約のあとで

つくりました日華平和条約におきまして、これを中華民国の領土であるということをきめたわけです。その平和条約は昨年の九月まで生きておった。そしてその精神は今日もなお生きておる。そういうた台灣といふ、私どもが放棄をして、私どもは何の権限もない、どこかへ行つてどこのものかさっぱりわからぬ。私どもの立場から言えば、それは日華平和条約で、こいつは中華民国のものでございますということにきました。しかも

そこには、中華人民共和国の主権といふものはかつて一回も及んだことはない。そこには、国家の成立の必要要件である國家主権は、中華民国といふ國家主権が存在をし、政府があり、そしてそこに一千五百万の国民がある。台湾、澎湖島、金門、馬祖といふ領土もその中にある。一体この國とよその國、外國、その外國にある私どもが、かつて持つておつたけれども放棄したその領土はいわば人のものです。そいつを片一方から片一方に

所有権を移転する、そういう権限が日本の國にありますか。それから、一体、中華民国といふ國を、現在あなた方は存在をしておる國であると認めておられるのかどうか。この二つの問題があります。

○水野政府委員 台湾に現在中華民国政府といふことがあります。これは政治の重要な問題であります。条約局長がうずうずしておられます。あなたがお

○高島政府委員 先生の第一の質問につきまして、前提に多少誤解がおありであるように存じますので、ちょっと説明させていただきます。

日華平和条約の第二条では、桑港条約第二条に基づきまして台湾を放棄したということをただ再確認しただけでございまして、その台湾の主権が中華民国に及ぶということを日華条約でまたもう一回

再確認したということだけでございます。

○藤尾委員 そのあとは、質問に御答弁いただきたい。

○高島政府委員 第二問のほうでござりますけれども、これは各國それぞれ、政府を承認するといふことはそれぞれの政府がやっておりまして、中國につきましてはそのとおり。ある國は中華民国を承認し、ある國は中華人民共和国政府を承認するという關係にございまして、日本といたしましては、去年九月二十九日に中華人民共和国政府を承認しているわけでございますので、日本政府としては、中華人民共和国の主権といふものが法律的に存在するという点を言い得る立場にございません。この点はぜひ御理解をいただきたいと思います。

○藤尾委員 ただしかし、先ほど申しましたとおり、世界のうちには、アメリカをはじめかなりの國が中華民國政府を承認しておるという事実がございまして、この國々にとりましては、中華人民共和国政府といふものは法律的に存在しない。ちょうど日本と逆の關係になつておるということは事実でございます。

○水野政府委員 日本と中國の非常にむずかしい關係の一つでござりますけれども、台湾の領土権については、中華人民共和国は自分のところだと主張している。なるほどあなたのおつしやることには理解はいたします。しかし日本はポツダム宣言に基づいて發言権がございません、こういう立場にあるわけでございます。

○藤尾委員 よくわからぬことをおつしやるけれども、一体、現実に、いまの台湾、澎湖島、金門、馬祖といふのは中華人民共和国の領土なんですか。それとも中華民国の領土なんですか。それともその第三の立場があるのですか。どうです

○水野政府委員 中華人民共和国政府は、あそこは自分の領土だと、こう言つておられるけれども勢力

京の勢力の及ばない範囲であるということ認識はしているわけであります。そこにいろいろ的人的な交流もある。またこれはやむを得ないといふことは、昨年の共同声明の発表以後に現実に行なわれていることがあります。

○藤尾委員 そういういいかげんな話じゃなくだ、桑港条約第一条にあるとおり、要するに日本が放棄したということを日華条約でまたもう一回

再確認したということだけでございます。

○高島政府委員 日本国政府にとつては承認をしていない國であります。

○藤尾委員 承認していようと承認してまいと、これは国なんです。そんなことは関係ない。厳然と存在していることは國家である。主権もある。領土もある。國民もある。千五百万の國民といえれば、世界に今日存在しておる百四十の國の中でおそらく半ば以上の國でしょ。そういった國がおなじた台灣といふ、私どもが放棄をして、私どもは何の権限もない、どこかへ行つてどこのものかさっぱりわからぬ。私どもの立場から言えば、それは日華平和条約で、こいつは中華民国のものでございますということにきました。しかも

そこには、中華人民共和国の主権といふものはかつて一回も及んだことはない。そこには、國家の成立の必要要件である國家主権は、中華民国といふ國家主権が存在をし、政府があり、そしてそこには、中華人民共和国の主権といふものが法律的に存在するということは、これはほんとうに知つておられる。その

國との間に平和条約結んだのですから、知らぬとは言わざぬ。その台湾といふのはどこの領土ですか。國がそこにある。台湾、澎湖島、金門、馬祖、これはどこの領土ですか。

○水野政府委員 日本と中國の非常にむずかしい關係の一つでござりますけれども、台湾の領土権については、中華人民共和国は自分のところだと主張している。なるほどあなたのおつしやることには理解はいたします。しかし日本はポツダム宣言に基づいて發言権がございません、こういう立場にあるわけでございます。

○藤尾委員 よくわからぬことをおつしやるけれども、一体、現実に、いまの台湾、澎湖島、金門、馬祖といふのは中華人民共和国の領土なんですか。それとも中華民国の領土なんですか。それともその第三の立場があるのですか。どうです

は及ばない。台湾にある、日本は承認していない、中華民国の現に勢力の及んでいるところである、こういふように見ておるわけあります。

○藤尾委員 そうすると、事実問題として、台灣、澎湖島、金門、馬祖というものは中華民国の支配地域であって、中華人民共和国が領土であると言つたて、まだ一回も行つたこともなければ見たこともない、さわったこともないという地域であるということをお認めですね。

○水野政府委員 見たことがないとかいうような表現とは違いますけれども、中華人民共和国が自分分の領土であるということを主張しておりますけれども、勢力は及んでいないということは認識をしております。

○藤尾委員 そのところはあなたは、これは記をとつておられるのですから、先ほどから何回も言つておりますように、これは、中華人民共和国、北京でも聞いておるし、世界各国みんな聞いているわけですから、そういう意味で大事をとられる気持ちは私はよくわかります。しかし常識的を見て、あなたはさつき、中国というものは常識で言えはと、中國だへチマだと言われた。そういう立場を援用していけば、この領土は現に中華民国のものです。それが世界の常識。そいつた領土権に関する、その領土権を放棄した日本が、どうじやこうじやと言う権限が一体あるのかないのか、尊重する権限があるのかないのか、承認する権限があるのかないのか、こういうことが問題になつてくる。どうですか。

○水野政府委員 ここでは、とやかく言つてゐるのではなくて、中華人民共和国が言つていてることを、そろですかといふ理解をしている、こういうことであつて、日本の積極的な意思の表現ではないわけであります。

○藤尾委員 尊重はしないわけですか。

○水野政府委員 尊重もしているわけであります。

○藤尾委員 こういふことを詰めていきますと、非常にこれは長い時間かかります。そこで、委員会は開こうといふその第一日目であります。その委員会に外務大臣が出席なさらぬということはあまりないことではない。あまりではない。たいへんよろしくない。外務省の幹部の皆さん方が大臣の身をおもんぱかつて、なるべく出席させないということをするとするならば、これはもつてのほかであります。

長から先ほど御提示がございましたように、十五分になりました。ほんとうを言うと、まだまだこれは延々としてやらなければいかぬのですが、あの問題はあとどの問題といったしまして、委員諸公にいたしまして、あとは継続させていただくといふことにいたしたいと思ひますが、どうかひとつ御決定を願います。

○三原委員長 午後一時より委員会を開催することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時十四分休憩

○午後一時六分開議
○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。外務省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の申し出がありますので、順次これを許します。

○江藤委員 議事進行について。

私は午前中から藤尾委員の質問を実は傾聴しておつたわけであります。この質問は今まで与野党の質問を通じてなかつた外交の基本理念に触れる問題が非常に多い。そういうことを実は耳を傾けて拝聴しておつたわけであります。私は、せつかく水野政務次官が御出席で獅子奮迅の御努力でありますから、政務次官をどうこうといふのはありません。しかし本日の委員会はふだんの委員会とは違います。これは六十五日の延長国会をやつて、これがしょっぱなの委員会です。言ふなれば、自由民主党が国民党に責任を果たさうとするための責任与党として、大事な委員会をきょうは開こうといふその第一日目であります。その委員会に外務大臣が出席なさらぬということはあまりないことではない。あまりではない。たいへんよろしくない。外務省の幹部の皆さん方が大臣の身をおもんぱかつて、なるべく出席させないということをするとするならば、これはもつてのほかであります。

ある。野党が要請をすれば出てくる、与党の質問には出でこない。それは外遊のための準備だと何かだとか言われるそろですけれども、そういうことは理由にならないと私は思ひ。ですから、これからでもけつこうでありますから、一時間でも三分でもぜひこの委員会に出席されて、問題の焦点について大臣から直接外遊前に御答弁あるようになります。委員長のお手元でお取り計らいをいただくようにお願いをいたします。

○水野政府委員 先ほども申し上げましたように、当委員会を軽視して欠席をしたということではございませんので、外交案件と訪米の準備とあわせてきょう一日日程を組んでおりまして、午後からも外国の大使を一人呼んでおりまして、そういう関係で欠席をしたわけではございません。決して軽視をしておるわけではありません。御了解をいただきたいと思います。

○三原委員長 いまの江藤委員の御意見、私も全く同感であります。実は一昨日も、ここに来ておられます官房長、アジア局長ほか二名、四名の方があなたの江藤委員の御意見、私も全く同感であります。実は一昨日も、ここに来てお見えになつて、いま政務次官から申されたような事情も承りました。しかし私は、国会審議のきわめて重要な段階であるし、短時間でもいい、お顔を出されることが適當と思うと、いうことも要請をいたしました。ところが、いま政務次官から御意見がありましたように、たつての御意見であるとおり、私はこの際、外務省にも御注意を申し上げておきたいと思ひますが、先般の外務委員会でござりますけれども、午前中も申し上げました

ことがあります。

第一は、午前中から引き続きました論議の焦点でござりますけれども、午前中も申し上げましたとおり、私ども、長い間の日本と中国との間の戦争、この間にかけましたいろいろな戦争被害といふものにつきましての戦後処理といいまするものは、これは日華平和条約で、現在台湾にあられました蒋介石総統の率いになっておられる中華民国、国民党との間の日華平和条約で処理をしていただいたわけであります。いわば日本は、この戦争の責任についていろいろな処理、これについては、台湾にある中華民国政府といいまするものは、日本が非常に大恩を受けた相手方であつて、おかげさまをもつて今日私どもが世界に繁栄しておるといふことが唱えられるよう、日本の國の戰後の基礎ができたわけであります。これはひとえに国民政府の蔣総統をはじめ各位のわれわれに対する感謝をもつて今日私どもが世界に繁栄しておるといふことが唱えられるよう、日本のこととはお認めをいたいたわけであります。

そこで、その大恩のある台湾にあります中華

それらの問題をあわせて、私は、いま江藤委員の貴重な御意見については、しかと受けとめていたいたいと思っております。そういうことで、江藤委員の貴重な御意見でございましたが、ひとつきようのところは、私もたつてのうからお願いをしましたが、内容的にはきわめて重要なこともあるようございますので、まあ訪米後にすらしていただこうといふことで了承をえたといふような事情もござりますので、ぜひお許しを願つて審議を続行させていただきます。お願ひいたします。

藤尾君。

○藤尾委員 午前中から基本的な問題の一、二、三について御質問を申し上げ、論議を展開いたしましたが、おつたわけでありますけれども、その決着がなかなかつきました。したがいまして、午後あとたくさんのわが党の同僚委員が質問をなさる、こういふことでもござりますから、できるだけ早く私の質問を終わらなければならぬ、かように考えておりますから、はしおて問題を申し上げます。

第一は、午前中から引き続きました論議の焦点でござりますけれども、午前中も申し上げましたとおり、私ども、長い間の日本と中国との間の戦争、この間にかけましたいろいろな戦争被害といふものにつきましての戦後処理といいまするものは、これは日華平和条約で、現在台湾にあられました蒋介石総統の率いになっておられる中華民国、国民党との間の日華平和条約で処理をしていただいたわけであります。いわば日本は、この戦争の責任についていろいろな処理、これについては、台湾にある中華民国政府といいまするものは、日本が非常に大恩を受けた相手方であつて、おかげさまをもつて今日私どもが世界に繁栄しておるといふことが唱えられるよう、日本のこととはお認めをいたいたわけであります。

そこで、その大恩のある台湾にあります中華

民国政府に対し、その持つておりまする領土の大半、領土の全部、それを、私どもはそういうことをする権限もない、権利もない、にもかかわらず日本中央共同声明というものによつて、中華人民共和国側が言つておる主張、台湾は中国の一部であつて、その中国といふのはおれが統一をしておる中華人民共和国の政府の主権下にある中国である、こういうことを重ねて言う、それは承知をいたしました。それは尊重いたしますてなことを約束をした。これは私は、いやしくも相手を現在承認していようと承認していまいと、国と國、そういう立場において考えまするときに、日本が日本の領土である北海道をどうしようとか九州をどうしようとかいうことならわりますが、そうでない、よそさまの持つておられる領土、これについての主権の移動というものについての態度の表明、まあ表明までいかなくとも、それに対するコミットメントを与えたということは、私はこれは、歴史に残つていく、だれもぬぐえない大きな政治的素地であったということをいわざるを得ない。それが相手が、私どもの戦後の基礎をつくってくれた、私どもの戦争の処理、あと始末を全部やつてくださつた蒋介石總統の率いらる中華民国でありその領土であるだけに、事は重大である。これは法的な問題はどうもかくといたしまして、お互の政策家として政治的な見識に立つていつたときに、一休私どもの政治の基礎をなす道義といふもの、國の外交の基調をなす國際正義といふもの、そういうものが、日中央共同声明を含む政治的な姿勢、態度といふもので世界に対して日本國の政治的道義が貫けたかどうか、この点についての詰めは、これはやつておかなければいけませんから、田中總理大臣であろうが、大平大臣であろうが、水野政務次官であろうが、そういうお立場に立つておられまする政治責任といふ立場において明らかにされなければならぬ。どのように思われますか。

いうことは非常に重大なことだったことは、先生の御指摘のとおりであります。これが台湾で蔣介石総統が率いる国民政府の好意的な計らいによって、日華条約で賠償その他一切の問題が処理された、免除されたということは、私は日本人として多としていいと思います。しかし、この共同声明の内容は、決してその現在国民党政府、中華民国政府が領有している地域を日本が云々するという表現でないことは、先ほど申し上げたとおりであります。中華人民共和国の言っていることは理解はします、しかし日本は、非常にくどいようございますが、ボツダム条約によつて、これは領土権を左右する権限がないのでございます。そういう言い方で表現をされているわけであります。この点も先生は御不満かもしませんが、書いてあるのはそういう意味であります。

そこで、これは私は、非常に苦心をした表現だらうと思います。御承知のように、道義的な問題もこの中に含まれて表現をされた。私どもは、日本の長い歴史において、日本国の運命といふものを考えた際に、そういう過去のいろんな問題はあるかもしけれども、また日本としては、一億の国民をどっちの方向へ持っていくことがこの緊張緩和の時代に大事であるかという政治的判断は、中華人民共和国を承認をせざるを得なかつた、私はこういう結果であろうと思うであります。決して日本が人の國の領土を左右したと、いう表現でないことは御理解をいただけると思います。私の答弁でも御不満かと思ひますが、私はさように信念を持って考えております。

○藤尾委員 そうすると、また同じことを、殘念でござりますけれども繰り返さなければならぬのですが、理解をする、尊重をするという主体は、これは一体だれですか。

○水野政府委員 これは共同声明に署名をした田中総理大臣であり大平外務大臣でござります。田中総理大臣であり大平外務大臣でございます。田中総理大臣や大平大臣の個人がそういうふるコミットメントを与えたからといって、それが

日中共同声明というようなものになるわけがない。日本国です。一億の国民を含んだ日本国が殘念ながらそのコミットをしたのです。そこに問題がある。

私どもは国の政治の基礎というものを今日どこに置いておるか。いろいろ議論もありましよう。しかし、少なくとも日本という國がずっとと發展をしてまいりました過程におきまして、私どもの政治の基礎というものが、道義であり、そうして國際正義であつたということは、これは戦争によつていろいろな批判も受けましたけれども、一貫をしてきた私どもの世界に対する美德であつた、私はこのように考えておりますし、また今後ものこのようになっていきたい。

こういうことを考えてみましたときに、その日本国が、よその國の領土、それがおれのものだ、おれのものだと言うことを理解をし、それを尊重するということによって、他の台灣にありまする中華民国政府、蔣介石總統以下のわれわれが大恩を受けた方々、こういう方々の顔に何を塗ったかといふことをわれわれは反省をしていかなければなりません。起つてしまつたこと、やつてしまつたことを消せと私は言つているのじゃない。國民道義、國際正義といふものの上に立つて、私どもは、この一連のやつてきたこと、そういうものをいま静かに振り返つてみて、それがほんとうに道義に立脚したものであり、國際正義に立脚をしたものであるということをあなたは言えますかといふことを言つてゐるのです。

○水野政府委員 御指摘の国際的な正義といふものの考え方でございますが、私は、国際的な正義といふことは非常にはつきりしない概念でありますして、やはり日本国は、自分の國の利害關係、国益といふものを基礎にしてものを考えていく以外にはなかなかと思ひます。もちろん日本の外交の方針が国連中心主義の外交であることは御承知のおりでありますけれども、ただ一國と一國との間の道義だけで律しきれないものがいまの世界情勢の中に非常に生きてきている、これに適応する

○藤尾委員　これまたあなたとの見解が違うわけだと思いますから、この問題を詰めて議論をいたしましたが、延々としていつ果てるやらわからぬ、同じことになるということを私は考えます。

そこで、それでは最後にこの基本的な問題の締めくくりをする意味におきまして、条約、これは国が國との間に責任を持つて署名をいたし発効させるものであります。その条約の中におきましても、特段と戦後処理とすることを規定をいたしまする平和条約。これは、条約が多數ある中で、平和条約なんというものはそうやたらにあるものではない。そういう意味からしても、この平和条約といふものの重み、これはたいへんなものだ、私はこう考えております。その大事な大事な、非常な重みを持っておる平和条約といいまするものを見ると、ともかく大平さんが記者会見において述べられておられますように、昨年の九月の段階におきまして、これは終了してしまったんだということで弊履のごとく投げ捨てられた歴史的な事実であります。

そこでお伺いをしたいが、一体、条約がなくなりてしまふ、効力を失つてしまふということの前提というもの、それは一体何と何と何ですか、お答えをいただきたい。

○高島政府委員　条約論一般につきまして御説明いたしますと長くなりますが、日華平和条約につきまして御説明をいたします。

日華平和条約は、御承知のとおり、その中で地域的な適用の限定をいたしております。したがつて本来は、平和条約に限らずすべての条約は、国と国との関係を律する条約でございますので、一方の政府の承認を切りかえるという事態において、その条約が当然に失効するということはありません。したがつて本来ならば当然中華人民共和国政府が引き継ぐべき性質の条約であります、一般論としましては。しかし、先ほど申しま

したとおり、この日華平和条約は地域的な限定がないございまして、実際に大陸に適用のしようがございません。そういう関係で、昨年の九月二十九日の段階において、中華民国政府の承認を切りかえりその段階において、この平和条約の存続の意義がなくなってしまったということを大臣が記者会見の席で声明されたという経過になつております。一般論といたしましての御説明は省略いたしましたけれども、日華平和条約についてのわれわれの立場はそういうことでございまして、特別にある手続をとつてそうしたということではなくて、政府の承認を切りかえたことに伴う附隨的効果として日華平和条約の存在の意義がなくなつてしまつた、こういうことでござります。

その場合に、戦争状態の終了とか、あるいは賠償とか、その他の戦後処理に関する条項はございまするが、こういう点は、われわれ専門的に申しますと、すべて処分条項ということになつております。これは日華平和条約発効のその日においてすべて処分されてしまつて、これは使命を果たしてしまつておるということでございますので、この点については何らの影響はないわけであります。

○藤尾委員 一般的な法律的解釈は、これはこれなりにわかりますけれども、大体、一国が条約を失効させるというときには、その相手方がないとなつたか、あるいは双方の合意によつて、そのようにいたしましようという合意ができるか、そいつたような条件があるという場合に限つてそういうことは行なわれるのです。この場合みんなそうじゃない。そこに、先ほど私が申し上げた国際正義、道義という問題との関連が出てくるということを申し上げておるのであります。

確かに、戦争を終結をするということは、これはある時点、平和条約を結んだとたんに、賠償の問題がどのように解決をし、戦争状態の終結がどのようになされ、領土問題の解決がどのようにされるかということはきまつてしまふ。でござりまするから、中華民国との間にあつた私どもの平

和条約が、何となくふわふわ、ふわふわして消えてなくなるというようななことがあっても、その実体的なものは、その以前の平和条約締結の段階でもう成立をしちゃつておる、効力がもう全部出ちゃつて出切つておる、だから別に差しつかえないと、まあこういう見解がただいまの条約局長の御見解であります。しかしながら、それでは済まぬものが残つておる。それを私はあなたに、政治家といたしまして政治的な立場に立つて申し上げておる、こういうことでござりますから、あらためて性格を据えてその点について御返答を賜わりたい。

う、こう思つておるわけでござります。
○藤尾委員 あなた、いろいろなことをおっしゃ
るけれども、次元が違つたことをおっしゃつちや
いけません。よろしくおこざいますか。これから
どうするから、こうするから、それでいいという
ものではない。まるきり違つておる。片一方は基
本的なものです。国の政治の根幹に關する問題で
ある。あなたの言つておられるのは、あとのほう
はさまつな政策上の配慮に関する問題であります。
一緒にならぬ。
そこで、そんなことを議論したてしょらがあ
りませんから、ここもバイパスをいたしまして、
この基本問題を終わるについて、最終的に一つの
問題を詰めておきたい。

それが、中國に対して感じなければならぬ私ども
日本の國といたしましての国際的道義、そういうつ
たもののが基本であるべきであるといふことなんで
ござります。これ以上申し上げてもしかたがありません
ませんから、長くなるばかりですから、これでや
めます。

そこで、基本的な問題はここで打ち切りにいた
しまして、次に、今度は戦後の処理の問題。これ
は、ただいま申し上げましたように、日中共同宣
言の中にも、航空協定はどうするのだと、ある
いは貿易協定はどうするのだと、あるいは海運
協定はどうするのだと、漁業協定はどうするの
だとかいうことが、これはきめられるはずであります。あなた方もそういうふうにきめておられ

はほど条約局長が申し上げたように、これはやむを得ない措置であったと思います。

しかし、先ほど来、中華民国政府という、日本は承認はしておりませんけれども、いまだに台湾に一つの政権があるて、そこと日本との間に、現在も人の交流その他投資とかいろいろなことがあるということについては、われわれもこれは重大だと思っております。また、そこにある人たちに 対して、個人的にはこれは人情的に切りがたいもののあることも、われわれはよく承知をしております。そういう点については、今後の実際上の交流でこれを——ある意味において私は、いまの台湾に住んでいる人たちに、失望感とかいろいろなものを与えたということも知っておりますが、これは今後の交流関係で、私は、私どもの持つている気持ちを表現していく以外に方法がなかろ

いろいろな実務關係、こういうものについてのみ地域的適用の限定があるという説明をいたしておりますが、この見解は現在でも変わりません。
○藤尾委員 そういうことでおわかりになられましたように、平和条約といふものの戦争終結に関する諸規定、これは地域制限がないのです。中国全体との間の一切の問題がこれで処理されておる。だからわれわれは、この戦争の処理に關する限り、先ほどから申し上げておりますように、私どもに対する恩恵は全部、一〇〇%、いま現在、台湾にある蒋介石政権のいろいろな措置といふものによって日華平和条約ができる、それによつて全中国、地域的中国、中華人民共和国も一切を含めて、それとの間の賠償の問題も片づいておるし、領土の問題も片づいておるし、戦争状態の問題も片づいておる、こういう立場なんですね。

も、中華人民共和国政府といふものが、現にその主権が及んでいない台湾、澎湖島、金門、馬祖といふものに對しては、これからあなた方がどんなに糟藏にこれをおつくりになられましても、その権限は及ばないのであります。その点は御異論ございませんね。

○水野政府委員 中華人民共和国の施政権といふものは、現に台湾その他、おっしゃった付属の諸島には及んでいないわけでござりますから、これから日本と中華人民共和国と結ぶ実務協定についてはその効果は及ばない、こう認めざるを得ませ

○藤尾委員 これは私の言うとおりお認めになつたわけではござりますから、それなりにけつこうでございます。

そこで、ここで出でてくる問題はたくさんあります。これまた、やつていれば切りがないくらいたくさんある。あるけれども、その中で二点だけ引き出して御質問を申し上げ、そして私の質問を終わりたいと思います。

第一は、これは現在、麻布にある旧中華民国の大使館のあと地であります。大体、大使館といふもの的存在、そいつたものがどのように取り扱われておるのか、どのような根拠法規にのつておるのだろうか、それが今日どのよくな変更を加えられてどのよくなつたんだということをここで御発表をいただきたい。これが第一であります。まずそれをお伺いいたしましょう。

○高島政府委員 大使館と申しますのは、從来、國際慣習法に基づきまして、ある國を代表しまして外國に派遣され、そこで國と國との關係を処理するという仕事を任務といたしております。その國際慣習法は、現在、外交關係に関するウイーン条約といふことになつております。そこではつきり実定法となつております。

先生の御質問の御趣旨は、私、必ずしもよく理解いたしかねますけれども、從前中華民国大使館としてあつたものが、その後の日本の中華人民共和国政府によってどのよくな変貌を受けたかといふことかと思ひますけれども、中華民国大使館といふのは、私どもの立場では、あくまでも中國を代表する政府としての中華民国がその外交節として大使館を持つていたといふように理解いたします。したがつて、現在では中華人民共和国の大使館といふのは存在し得ませんで、中華人民共和国の大使館といふのは存在するとうふうに考へざるを得ないといふふうに思ひます。

○藤尾委員 あなたの言つておられることは、私が申し上げておることの先を行かれました政治的な問題でございまして、そこまで私は言つていいな

い。物理的な、大使館のあと地、あるいはあとの建物、こういったものは一体その政治的ないろいろな措置によつてその性質を異にするといふことをまず聞いておるわけです。どうなんですか。

○高島政府委員 従前、中華民国大使館がございましたところの土地は、私ども政府の考案では、中國を代表する國としての中華民国、それの大館のあと地であるといふふうに考えますので、現在私どもは、中國を代表するものとして中華人民共和国政府といふものしか認めておりませんので、國家に歸属する大使館のあと地といふものは、當然現在では中華人民共和国政府の所有権のもとにあつておるふうに考へざるを得ないといふのが、現在の、昨年九月二十九日以来の政府の立場でござります。

○藤尾委員 そんばかなことがありますか。いやしくも土地建物ですよ。物権です。これに外交もへチマもないはずです。これはただ民法上の存在でしかない。そしてそれは、登記上、中華民国政府といふものが登記をしておつたといふにとどまつておる。そうすると、これがかつて氣ままに、日本國の政治的なマス-ペによって、民法上、登記上の名前といふものまでが一ぺんに書きかわつてしまふといふようなことが一体あつていふものでしょ。かたどりの家が今度は私にかわつて代表する。そして、相手方と話し合いが切れてしまつた、私どもの家が今度は私にかわつて代表するその人のものに、名義上書きかわるのがあたります。そして、ございますといふよくなこと。これはいやしくも法治國家といたしましては通りません、どんなことがあつても、國破れてもそれは通らぬのあります。そういう民法上の権限といふものが申し上げておることの先を行かれました政治的な問題でございまして、この問題と、いま麻布にありますかつての中華民国の大使館のあと地

が、民法上、登記上どうなつたかといふことをお示しいただきたい。

○水野政府委員 第一の御質問に私からお答えいたしますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、いま藤尾先生は國家の場合と個人の場合とを一つの議論で押えましたけれども、國家の場合、日本はいままで中華民国を正統政府と認め

たしますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、いま藤尾先生は國家の場合と個人の場合とを一つの議論で押えましたけれども、國家の場合、日本はいままで中華民国を正統政府と認め

たしますが、先ほど条約局長が申し上げましたように、いま藤尾先生は國家の場合と個人の場合とを一つの議論で押えましたけれども、國家の場合、日本はいままで中華民国を正統政府と認め

た、こうしたことあります。これは民法上の制限でなくて、國家と民族、そいつたものの財産

であつると私は思います。私どもは國家を切りかえたわけありますから、残念ながらその所有権は中華人民共和国に移つた。これは、たとえばほ

かの國と戦争状態になつて、その國の所有する財産を日本が没収したといふような事件とは全く性質を異なるといふことでござります。

○藤尾委員 あなたは、中華民国と中華人民共和國との承認問題、承認によるわが國政府の政治的な判断、そいつたものと物の所属権限といふものとを混同しておられるのではありませんか。

やしくも中華民国といふものは現にまだ存在しておるのでよ。あなたも存在しておるといふことは認めた。所有主はおるのでよ。ただ不在地主になつただけの話です。日本國から見れば、現におるのです。

○藤尾委員 これは午前中に申し上げたはずです。そうしてあなた方もお認めになつたはずですよ。ようしらうござりますか。これはあなた方もお認めになつたんですよ。速記録をひっくり返します。個人の財産権の問題とはここに根本的な相違があつらうと私は思います。

○藤尾委員 これは午前中に申し上げたはずです。そうしてあなた方もお認めになつたはずですよ。ようしらうござりますか。これはあなた方もお認めになつたんですよ。速記録をひっくり返します。個人の財産権の問題とはここに根本的な相違があつらうと私は思います。

○藤尾委員 これは午前中に申し上げたはずです。そうしてあなた方もお認めになつたはずですよ。ようしらうござりますか。これはあなた方もお認めになつたんですよ。速記録をひっくり返します。個人の財産権の問題とはここに根本的な相違があつらうと私は思います。

○水野政府委員 先ほども申し上げましたよ

に、中華民国が、それをよろしいといつて合法的に移転するのでなければ、民法上の財産が、中國を代

表するとかせぬとか、そういうこととの關係によつて常に移動をする、移転をする、形が変わつてくる。そういうよくな性質のものではない、この点を申し上げておるわけです。

○水野政府委員 御不満だと思いますが、私が中國といふあいまいな地理的な名前を使つたからであります。ともかくこの中國といふものを、御承知のように台灣の国民政府も、自分が正統政府であり全体の代表だと、こう言つております。同

時に中華人民共和国も、同じことを逆な意味で言つておるわけです。

○藤尾委員 この問題につきまして、あなたと押し問答しておつて、これまたしきたがありませぬ。しかしながら、もつとよく勉強しておいても選択することはできないといふことも、先生御承知のとおりであります。そして日本国政府は、中

華民国を中華人民共和国に承認の相手を切りかえた、こうしたことあります。これは民法上の制限でなくて、國家と民族、そいつたものの財産

ものの性格について、あなたはまだまだ研究の御不足のところがある。私はかようにも思います、あなたは、ないとおっしゃるかも知れないけれども。この問題で議論したって、あなたと私とは見解が違うのですから、議論はいつまでたっても果てるところがない。そんな無意味な議論をしたってしようがありませんから、この点はひとつペンドティングな問題として研究をしていただきたい。 よろしくうござりますね。

は、一般的に国際間に、実際に定期便を飛ばす場合に必ず締結するということが慣習になっておりまして、これを受けまして、日本の航空法の中に航空協定に基づく取りきめについての規定がござります。したがつて、条約と国内法との関係について云々する必要はないくらいに明白に、この航空協定と国内法との関係が航空法の中に明示的に定められている。したがつて、相互間に何ら矛盾はない関係になつておるというふうに考えております。

尾委員からもるる御質問があつて、政府の御説明もあつたわけありますけれども、日本は戦後のいろいろな不正常な關係を正常化していくこの過程の中でもいろいろな問題がありますが、同時に新しい外交の方針というものもこれからつくり出していかなければならぬ、実行していかなければならない、そういう段階にあると思いますので、まさに外交当局の御苦心のほども十分に理解できるわけであります。

を得ない。現段階に立って考へてみますと、日本と中国本土との間に国交関係が樹立してあるといふことは、私はやはり、國際政治の流れの中で妥当な方向だったのではないかというふうな認識をもつてあります。この状態に踏み切らなければならぬ決断について、私は十分に評価をするわけでございますが、しかし、同時にやはり気にかかりますことは、藤尾委員の質問の中にもいろいろあつたわけでありますけれども、いわゆる日中國交正常化がもとより

卷之三

そこで最終の問題といたしまして、中華人民共和国政府との間で日中共同声明といふものをおつくりになられましたときに、別にそれが文書でかわされたわけではありませんけれども、その文書の中の一環と、そして田中総理並びに周恩来首相との間のやりとりといふものの中で明確にされたものの一つに、日中航空協定といふものがござります。これを一番初めにやるふ、けつこうでございましょうということで、これに取り組まれることになった。これから大問題にならうとしておる。この問題が現状としてどのよみに進んでおるかということを御説明願いたい。

○藤尾委員 そのかかわり合いのところが、これから先、非常に重要なになってくる問題であります。そこで、この問題も現に進行中でありますと、言われるんだから、この問題について詳しくあなた方と議論してもしようがありません。ただ、申し上げたいと思いますことは、現在とにかくハイジャックといふよなことで起りこりました一連の最近のこと、こういうことを考えてみましても、日本はリビアとの間に航空協定を結んでいない。リビアはそういうた国際条約、シカゴ条約といふようなものに拘束されないということがあつて、非常に困難ないいろいろな問題がそこに発生をしたといふようなこともあります。そこ

大平外務大臣はじめ外務省の方々に私は非常に敬意を表するわけでございます。しかし同時に、先ほど議事進行に関して質問もございましたよろしく、このような重大な外交の基本に関する問題についていろいろ御意見を承りたいと思っておるところに大臣がお見えにならないということにつきましては、私も内閣委員会の委員の一人としていたいへんに残念に思う次第でございます。訪米を控えてのことなどでございますので、いろいろ御事情はわかりますが、ぜひ訪米後には再び当委員会に御出席を賜わりましていろいろ御説明をいただきたいと思いますが、かよううに要望を最初に申し上げたいと思う次第であります。

ちよつとうまくいかなかつたかなという感じがいたします。

具体的に申しますと、まさに米中関係と日中関係といふものはよく対比されておるわけでありますけれども、少なくとも日中外交正常化のきつつけをつくったのがニクソンの突然の訪中であつたわけですが、結果として、あとからスタートした日本がむしろ米中関係を先に越してしまつた。端的にいいますと、現段階におきましても、ワシントンにはいわゆる二つの中国の事務所があるわけであります。そして東京には、いまも藤山委員の御質問の中にも、大使館をどうなんだと云う議論がありましたように、一つの事務所しか立つておらず、大半によつてゐる。

○藤尾委員 そうすると、進展をしていない問題について私どもが論議をしてもむだでござりますから、これはいたしませんけれども、しかしながら、基本的に一国と一国との間の航空協定というものの及ぼす効力と、そして国内で厳然として施行せられておる航空法という法律と、一体どちらが優先いたしますか。法的にお答えを願います。

○高島政府委員 一般的な条約と国内法との関係 regardingも、やはり条約を国会の承認を得て締結いたします場合には、その条約は国内法を拘束するということになります。航空協定につきまして

りますから、国会が承認しなければ発効しないのですから、ただいま条約局長は航空協定というものが発効をすれば国内法を拘束するのだということを言われましたけれども、それが成立するまでの間は国内法が単独に有効に働くわけであります。日中航空協定というものはそういうた環境の中に進められるということを、ひとつしか御承知おきを願つた上で御善処あらんことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

質問とも關係いたしまして、ひとつはっきり理解をしておきたいことがござりますので御説明を聞きたいわけですが、いわゆる日中正常化についてどうぞお話をされたいと思いますが、いわゆる日中正常化が成りましてすでに十カ月を経過しているわけであります。この問題につきましては、當時いろいろな議論があつたわけでござりますけれども、いま振り返って考えてみて、今日の時点に立つて、日中関係が昨年の九月以前のようなないわゆる非正常な状態にあるということを想定いたしますと、これはやはり、世界の政治の流れの中でたいへん専門的な状況であるということを、私としても認めざ

かたつ本質的な、また現実的な条件といふものについて、これらは一体何だつたのかと、いろいろなところ御説明があつたと思いますけれども、あらためてひとつこの際承つておきたいと思います。

○吉田(健)政府委員 問題が米国と日本との差異という点に最初触れられていましたよございまが、これはやはり、アメリカの国際的な立場、関係といふものと、日本の立場、立場といふのはおのずから異なりますので、でき上がつていろいろな姿といふものは、国際関係の結び

かつた本質的な、また現実的な条件というものは、一体何だったのかといふことにについて、これはいろいろなところで御説明があつたと思ひますけれども、あらためてひとつこの際承つておきたいと思います。

○吉田(健)政府委員 問題が米国と日本との差異という点に最初触れられていましたようございますが、これはやはり、アメリカの国際的な立場、力関係といふものと、日本の立場、力関係といふものはおのずから異なりますので、でき上がつていろいろな姿といふものは、国際関係の結び方

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

ところのものは、中国との関係におきましても異なつてくるのはやむを得ない、日本は日本の立場で、これでいいという方向で行かなければならなかつた。

日本のほうの立場からいいますと、日中間の長い歴史にかんがみましても、中国民族と日本人といふものがお互いに友好関係をつくつていかなければならぬといふ大きな運命を持つてゐると思うのでございますが、ちょうど昨年の時点におきまして、日本の国内の多くの意見も、また国際環境からも、日中関係の過去の不幸な状態を正常な状態に戻して一つの友好関係をつくつていくこうという決断に入ったということをございまして、付隨的には、中国側のいろいろな国内事情なり、それを取り巻く国際環境といふものも、もちろんあつたと思いますが、大筋いたしましては、日中間の大きなパイプをつけなければならぬいという、ある意味では、日本が終戦後におきましても一貫して考えておりました一つの方針がようやく実現したという姿になつたのではなかろうか。

日中間の国際というものは、アメリカとまた違つた意味で、非常に中國民族と日本人といふものは密接な関係がございましたし、また、それだけに台灣の問題というのは、以前は日本の領土であった、しかし日本の敗戦によつてその領土権を放棄した、それで中國のほうにあつたといふ事態が起つたということからくる、一般的な從来の国際法の形を逸脱したような、しかし、なまなましい現実の国際関係といふものがそこにあつたといふ姿を踏まえて、私たちとしては、ちょうどいい時期にあいう方法でやつたことが、大きな政治的決断であり、日本の外交としては正しい方向であつた、かように私は考える次第でござります。

○近藤委員 最初に日本とアメリカの力の違いが、アメリカは言つてみれば二つの事務所をワシントンに残すことを可能にしたし、日本の場合には一つに限定せざるを得なかつた、選択せざるを得なかつた、こういうふうに理解される御発言が

あつたとあります。現実にそういう日本とアメリカの力の違いだったわけでございますか。
○吉田(健)政府委員 これは簡単に力というふうな言い方をしましたので、はつきりしなかつたのでございますが、やはり立場なり国際関係におけるアメリカの行動なり責任なり、そういうったものと日本のそれとは、やはりその歴史的な、また現実的な姿において違つておるといふ点を申し上げたかったわけでございます。

○近藤委員 力にこだわるわけではございませんが、私はこれから日本の外交といふものを進めしていく場合に、これは非常に基本的なことでもありますので、あえて繰り返してお聞きするわけでありますけれども、まさに力というのは、経済的な力もありますし、軍事的な力もある。それ以外にいろいろな力もあり得ると思いますけれども、したがいまして、これから日本が日本の国益を進めていくために有効ならうらじるだけでとしての力というのは、経済的な力という点に限つて考えれば、よくいわれますように、日本は自由世界二番目のG.N.P.を擁しているということでありますので、これでおかつ不十分であるのかどうか。しかばば、それ以外にかりに力というものを考へるとすれば、それは軍事力ということとも一つ考え方されますけれども、そうちますと、日本のこれからの外交を進めていく場合に、これも国民の要望をしない、国益を追求していくために、そういう意味の軍事的な力ということも考へられるわけでありますけれども、そういうことをあわせて考えてみて、こういうことを言つてはあれですが、日本の場合には中国から、アメリカよりはいきさか——あえて私、申しますが、軽く見られてる、扱いやすいと見られている、そういうことがいまのような状態をもたらしたというふうに考えていいのかどうか、承りたいと思います。

○吉田(健)政府委員 私は、先方が日本の力をどう評価して、これをくみしやすしと見たかどうか、ということは、必ずしも先方がどう考へてあるか、正確にはわかりませんけれども、これは先生御高

承のとおりに、私、先ほどちょっと力と申しますけれども、経済力とか政治力とか、あるいはそれぞれの持つておる国際的な約束とか、国際關係におけるいわば立場、これには軍事面から経済面に及ぶいろいろな要素が複雑にかみ合つておりますから、簡単には分析できませんけれども、結局、それぞれの國の國益と外交方針と、これがそこの國家なり民族にとって一番正しい方向であるといふ姿になったときに、もちろん相手のあることでござりますから、その相手との話し合いにおいてある種の合意に達していくというのが國際政治における現実の姿であろうというふうに思いますので、ある國が一つの方向をとつたということは必ずしもそのまま日本もそくなつたのではないのか、あるいはそなへやるべきであるというふうにも断定できない面があるという点を申し上げたかつたわけでございます。

○近藤委員 日本が中国と戦争をしたこと、そしてその後日華平和条約が台湾にある政府との間に結ばれたこと、このことが日中關係と米中關係のいまの妥結の形に大きな差異をもたらしたというふうにお考えになつていらっしゃるかどうか。

○吉田(健)政府委員 それも一つの大きな要素であったと理解いたしております。

○近藤委員 私はこの問題にはあまり長くこだわる気はありませんけれども、やはり私は、日本の力という点で、経済的な力は、まさに多いにこしたことはないかもしませんけれども、対外的に評価される形の力は十分であるというふうに考へるわけであります。軍事的な力が今まで十分であるかどうかという点につきましては、これはいろいろ議論の分かれることころでありますけれども、しかし同時に、えて私はもう一つ、その力の中に、交渉力とか、かけ引き力とか、そういう外交力、そういうたるもの、これは重要な国際の方々に言わせていただきますけれども、もう少し方々に言わせていただきますけれども、もう少しこの問題につきましては十分な御配慮があつし、この問題につきましては十分な御配慮があつ

そこで、いよいよ総理訪米も間近いわけでありますけれども、私は今度の総理訪米をいろいろ過去の例と比較して考えてみますと、これまでの総理訪米の場合には、日米間の交渉の中で、まさにギブ・アンド・テークという形のお互いの国益のバランスみたいなものが考えられたと思うわけであります。一番端的なのは佐藤前総理の沖縄返還交渉でありますけれども、その場合に、沖縄の返還をアメリカに要求すると同時に、これはいろいろ世上伝えられるところでありますけれども、織維について日本として一つのギブをしなければならなかつた、こういうことだと思うわけであります。また、日米関係に限定しないで、たとえば今度総理が訪ソされる場合を考えてみましても、これは田中総理もいろいろな場合にたびたび御表明になつていらつしやいますけれども、北方領土の問題が片方について、それに対しチヌミニその他シベリア開発、経済協力ということもわがほうのギブとして考えられる。そういう意味で、ギブ・アンド・テークというものが比較的簡単な方程式でわかる形に考えられるわけでありますけれども、この訪米に関して考えてみますと、必ずしもギブ・アンド・テークという形で明確な国益のバランスみたいなものが考えられない。あえていえば、わがほうはテークのほうはあまりなくして、たとえば経済協力とかその他いろいろな形で伝えられておりますような、対米ギブのほうがあえてあるとすればある、こういうふうに考えられるわけであります。この点に纏しまして、ひとつ政務次官、この時期に総理が訪米されてニクソンと話される場合、非常に端的にいって、ギブ・アンド・テークという形で問題を考えた場合に、何が今回の中のギブでありテークであるかについて御意見を承りたいと思います。

○水野政府委員 今回の田中総理の訪米について
は、私は、これまでの日米関係と違った段階に來
ているというふうに、まず認識をしております。
昨年、田中内閣ができて以来の三つの国際的な
事件があつたと思いますが、その一つは、先ほど
御論議のあつた日中の外交正常化の問題であります。第二は、ニクソン大統領が再度大統領に当
選をして、その任期に入っているということです
がります。それから第三の問題は、アジアで長い
間問題となつてきて、日本においても直接間接
にいろいろな影響のあつたベトナム戦争が終息し
た、このことがあります。この三つの事件がちよ
うど昨年田中総理がホノルルで日米会談をやられ
て以来起つたことであります。こういうこと
を踏まえて田中総理、大平外相は渡米をされる、
そしてニクソン大統領と話し合うことは、私は、
何を与えるとか何をもらつてくるとか——もちろん、農産物の自由化の問題とか、あるいは逆に日本
本で必要とする農産物を確保しなくちゃいけぬと
か、そういう問題もあらうかと思ひますが、私は、世界政治という段階において、今日まで、
イコールパートナーであるとか、いろいろな意味
で、ことばの意味では対等であるような論議がさ
れてまいりましたけれども、今日の日本の国力に
おいて、もちろん軍事的な意味は除いてござい
ますが、対等な意味で話しあつてこられる、最初
のといいますか、初めてこういいう日米会談をする
ことができる国際環境になつたというふうに考え
ております。

そういうわけでありますから、私は、何を与え
るとか、何をもらつてくるかという以上の論議が
なされるであろうということを予測をしておりま
す。たとえば国際的な問題としては、御承知のよ
うにキッシンジャー構想というものが発表されて
おります。これも必ずしも、自由社会、自由諸國
の足並み、考え方といふものはそろつておりませ
んけれども、とにかく自由諸国、アメリカと日本
とヨーロッパ、この三極がどういうふうに足並み
をそろえて、もちろん軍事的な意味は日本は参加

することはできませんが、それ以外の問題では、たとえば資源確保の問題にしましても、公害の問題にしましても、あるいは緊張緩和後の国際的なワク組みの問題にしましても、私は対等に話しておいでになることが重要だと思っておりますし、そういう立場で今回の日米会談を行なわれるというふうに聞いております。また、そうすることが、次に、この秋に予定されております総理、外務大臣の訪欧、さらにその次に予定をされております訪ソの基礎固めにもなるのではないかと、こういうふうに考えております。

○近藤委員　まさにいま政務次官から御説明があつたと思うわけですが、私も日米関係の経済面に限つて考えてみると、一ころは、日米間の国際収支のアンバランス、日本の大幅な黒字ということが解決を迫られる最大の問題であつた。しかし、幸いいろいろな政策が功を奏しまして、その問題は従来のような緊迫度がなくなつてきているわけだと思います。また、新たな問題として最近騒がれました大豆の問題等にいたしましても、これは国民生活にとって大きな問題でありますけれども、しかしこれも、事務的に詰めていけば解決する問題ではないかというふうに私は思っています。あえて経済的な問題として大きな問題をあげれば、最近はよくいわれております石油とか資源の問題になるとまではけれども、これも確かに重要な問題でありますが、私はこの日米関係というのは、まさに経済的なそういう利害の対立——これは私は今後とも、それぞの経済がそれを目的を持って動くわけでありますから、完全に一致することはあり得ないので、常に経済的な対立——ということは、程度の差こそあれ起こると思います。しかし、もはやそういう段階ではなくしに、いまの政務次官のお話の中にありましたように、日米関係といふものは、いわば脱経済問題というところで、経済以外の問題に入つていかなければならぬ。だとすると、日米関係で話し合われるところのその経済以外の問題といふのは、具体的に何だというふうにお考えになりますか。

○水野政府委員 先ほど私がことばで落としまし
たが、日米会談、これは今日までもそんであります。
たし、今後も自民党の内閣が続く限りはそうだ
と思っておりますが、まず日米間の信頼であらう
と思います。その裏づけは、御承知のように日米
安保条約といふものが現存することであります。
日米安保条約といふものが、先ほど申し上げたよ
うに、ベトナムの停戦以後の極東の軍事情勢、国
際情勢といふものが変化をしておりますけれど
も、なおかつこれが重大であり、日米間の関係の
象徴であろうと思うだけに、まず私はこのことが
きわめて重要なことであらうと思います。

さらに、国際的なアメリカの政治、たとえば
ヨーロッパに対する、東南アジアの諸国に対する
、あるいは中国、ソビエトに対するアメリカの
考え方といふものをよくたたいてくるということ
も、私はきわめて大事なことであらうと思いま
す。そのほかに私は、これも経済問題の中に入つて
まいりますけれども、たとえば資源確保の問題と
いうのは、今日、石油資源その他のエネルギー問
題については、単に経済問題にとどまらず、むし
ろ政治問題に発展しようとしておるだけに、この
辺も考え方は、きちんとお互いの考え方を遺憾な
く話し合つてくるということがきわめて重要なこ
とではないか、こう思つております。

のではないか。むしろ、やはり人間の関係もそうですけれども、初期の段階においては、友人と二人でよく話し合うことでお互いを知り合うわけがありますが、それを一步進んで個人間のいわば連携をとることにつとめよるとすれば、それはお互に話し合うことではなしに、共通の目的に向かって両者が具体的に努力をすることである、働きかけることである。がむちに私は考えるわけではありません。その形の中でも、共通の目的に向かって動く中で、いわばもう一回友人なら友人関係のお互いの相互理解もなされる、こういう段階に入つておるのではないか、かのように考へるわけであります。ですから、これはすでにいろいろ議論されておることでありますけれども、日米が協力をしないことだと思います。同時に私は、いま政務次官から、日米安保体制は大事だ、これをお互いの協力、資金援助をするということは私はまさに正しいことだと思います。同時に私は、いま政務次官から、日米安保体制は大事だ、これをお互いの確認するのだ。こういう話もございましたけれども、いわゆる日米だけの安全保障という形で日米安全保障体制といふものをお互いに確認し合うといふようなことから、これからは少し一步も二歩も出ていかなければならぬのではないか。私はあえて、経済以外に日米間でこれから本気で話し合わなければならぬものは何かということをお聞きしたわけですが、これから日米が経済以外の分野で本気で話し合わなければならぬことは、まさに日本だけではなくて、日本を中心とした周辺地域、もつと大きくてアジア・太平洋地域の平和であり安全保障の問題ではないかと思うわけであります。が、政務次官いかがでござりますか。

○水野政府委員 質問の御趣旨でわからないところがありますが、アジア・太平洋地域の安全保障ということは日本の望むところでありますけれども、御承知のように、日本国憲法の範囲においてこれを考えていかなければならぬ。海外出兵はできない、あるいは日米安保条約のように非常に片務的な形でしか相互防衛条約——相互ではな

いわけでありますから、防衛条約というような形のものができないわけであります。そういう初めから限定された条件の中では、私は、日米安保条約といふものは、それだからこそきわめて重大な意味を持っている。ヨーロッパのようなNATO協定のようなものをアジアに考えようとしても、これは今日はなかなか現実には非常にむずかしいわけであります。たとえばソビエトがアジア安保構想というものを提言をしておりますけれども、現実にはなかなかむずかしい情勢は御承知のとおりでございます。そういう中でこそ私は、日米安保条約といふものいろいろな意味で、單に軍事的な意味だけでなく、もう一度見直すといふ時期が来ているのではないか、それがまたきわめて重要なことではないか、こう思っているわけであります。

○近藤委員 まさに、いま政務次官のおっしゃいました日米安保条約の持つ限定性といったものについて、私も理解をしているつもりでございますけれども、問題は、日米安保条約といふものも、あくまでもこれは、アメリカと、そして日本の国益に即するからこそ維持すべき問題であり、もしもいまの日米安保体制の形が日本の国益に合わない、アメリカの国益に合わない、たとえば日米共同によってアジア、少なくとも日本の周辺地域の安全保障に対する責任を持つということ、これがこれから日本の新しい国益なんだ、広い意味の国益なんだというふうに理解をするとすれば、私はそれを非常にかたくなに制約をしているような日米安保条約体制といふものについて、それをいつまでも堅持する必要はこれからはないのではないかというふうに考へるわけでございますが、いかがでござりますか。

○水野政府委員 いま近藤先生と私の議論の

あつても、このワクを出ることはできない。これは日本国憲法を改正すれば別であります。御承知のとおり憲法改正をしなければできないわけであります。しかし、アジア全体の平和である、安定味を持つている。ヨーロッパのようなNATO協定のようないろいろなものを持っていますけれども、これらはアジアによって守られるんではない。繁栄である、こういふことは私はまた別であります。何を軍隊を持っていつてどうするという、そういう考え方でなくて、アジアの発展途上国の経済的な発展をさらにこ入れしあげる、あるいはアジアの発展途上國が日本と一緒にでなくして、二国間でなくて多国間のそういう機構を考えいく、そういうことならば、私はこれから大いにやつていくべきことだらうと思ひます。しかし、安全保障といふことは、これはちょっと簡単にできぬことになります。しかしながら、安全保険といふことは、これはちょっと簡単にはできない——簡単に考へざるを得ないわけであります。

○近藤委員 繰り返して申しますように、私は日本これから新しい国益を確保する道が、単に経済分野だけじゃなしに、政治及び安全保障の面におけるアジアの責任をあえて分担することであ

ると思います。分担ということはいろいろな誤解がありますが、アメリカが考へておるような、

アジアの平和、安全保障のいわば下請を日本がする、こういふような形で世上よくいわれておりますけれども、ですから私は、そういう意味で分担

すべきでも、まだ私は、どうかいろいろ検討をしなければならない時期に来ていると思います。

そこで、二、三具体的に、きょうは防衛局長もお呼びしておりますけれども、日米安保条約体制について私がねてから考へております疑点を述べさせていただきたいと思うわけでありますけれども、まず第一点として、日本の最終的な安全保障

といふものがアメリカの核のかさによつて担保されている、こういふ体制であるといつますと、これ

は軍事的な意味がきわめて強くなりります。その意味では私は、日米安保条約がいかように不自由で

だとか、また織維でも農産物でもけつこうです。一方的にどちらかが突然武装解除をするから、これまで緊張が緩和するといふことではなく、むしろ絶対に日本の生存はアメリカによって守られるんだと思いますと、そういう状態であるとしますと、結局、経済的にいろんな交渉をやりました。最後の段階でやはりこれはアメリカの言うなりにならなければならぬのじやないか、こういうことで、日本の経済的な国益の完全な追求ということが最後の一対一でなくして、二国間でなくて多国間のそういう段階で滞つてしまふといふような危惧を私は持つてます。しかし、日米安保体制、安保条約があるから考へざるを得ない。実際問題として、日本が最後まで

言ひ切つたとしても、そういう体制でありますので、一般日本の国民は、結局アメリカの安保体制の中に日本があるからどうも言いたいことを言つていいんだというようなことで、日本の政府の

対米交渉に對して大きな疑いを持つ、不信感を持つ、こういふことも現実に起つてゐるし、またこれからも起つてゐるのではないか、私はかように考へます、その点についても御所見を承りたいと

思います。

○水野政府委員 ちょっと先生の御質問に対してそのままのお答えになるかどうかわかりません

が、いまアジアで緊張緩和が行なわれて、緊張緩和の状態が非常に進んできた。特にベトナム

停戦後は非常に緊張が緩和された、こういつてお

りますけれども、私はこれは、まあ二つの極が緊張緩和するということは、お互いに武装を少しずつ減らすといふことでもあるわけでありますけれども、そういう意味でも、われわれのうしろに日本

も存続があるといふことが、緊張緩和の中においても言ひ切れなくなるような状況も起つて得るので

はないか、こういふふうに考へるのであります

が、再度御答弁をお願いいたしたいと思います。

○水野政府委員 先生のおっしゃりたいことはわざりますが、ただ、現行憲法の中で日本の安全保障といふものを考へなければいけないといふ大前

提は、ひとつお認めいただきたいと思います。そ

ういふ意味で私は、日米安保条約といふものを見

かりますが、たゞ、現行憲法の中での安全保障といふものを考へなければいけないといふ大前

提は、ひとつお認めいただきたいと思います。

たとえば防衛と経済問題といふのは、これは別に

リンクをしていない、別であるということを考へ

本ばかりが得をするといふうにいわれている面もありますし、逆にいふと、アメリカばかりが得をしているという面もありますが、私はその両方であると思います。日米安保条約によって極東の平和と安定というものが行なわれてることは、アメリカにとっても利益であるといふうに考えて、私のお答えは御質問にちょっとと答える得ないかと思いますが、この委員会における先生に対する答えはこれで御容赦をいただきたいと思います。

○近藤委員 あと二、三点、ちょっと安保条約について御質問をしたいのですが、先日も前の駐日アメリカ大使のライシナワー教授が参りましたしていろいろ話をしたのですけれども、そのときも、突き詰めていえば安保体制は核のかさである。こういうことを彼も言うわけありますけれども、それを核のかさだとしますと、ほんとうに大事なところにアメリカはその核の引き金を引いてくれるだけではない。ですから、やはりそういう問題が一つあるし、よしんばアメリカは最後の段階で核の引き金を引いたとしても、少なくとも日本に対しても侵略企てる国側が、そんなことを言ったわけではない。ですから、やはりそういう問題が一つあることはしないぞといふうに誤解すれば、それだけその観度において、第三国の中の日本に対する侵略の危険度は高まつてあるわけありますけれども、その点についてはどういうふうにお考えで

があることをも承知をしております。しかしあメリカは、この日米安保条約については、これまで何度もそれについては日本にコミットメントを与えております。まずこれが一つでございますが、なおかつそういう御疑惑があれば——これは決して政府にあるということじゃない、社会的にあれば、それだからこそ私は、今回の日米会談とくといふことは必要なことではないかと思うわけであります。

○近藤委員 第三点として、私は、いまの安保体制に対して疑義を持つておりますことは、防衛局長もいらっしゃいますが、いまの安保体制といふものは、言ってみれば、日本が第三国から侵略を受けた場合に、自動的にアメリカを巻き込むような形になつてゐると思うのです。それがアメリカの核のかさであるかもしれませんし、いわゆるアメリカの第七艦隊の援護という形もあるのでありますけれども、かりにそいつた不幸な状態が起つた場合に、最初の段階からアメリカの軍事力を日本と第三国との軍事的な紛争に巻き込ませることが正しいかどうか、問題だと私は思うのであります。それは先ほど申しましてるように、そういう形でアメリカが、第七艦隊であれ核のかさであれ、入ってくることによって、たとえば具体的な場所をあげますが、北海道なら北海道で起こつた戦闘が地域的にエスカレートしてくる、単に二国間の日本と第三国の争いじゃないに、アメリカを巻き込むことによって、地域的にも国際的にも、また兵器的にもエスカレートの道をたどる危険がある。そして場合によつては、戦争が長引くだけあれど、じやなしに、また日本の全土を戦争に巻き込んでしまう、そういう危険すらあるのではないか、か

に、むしろアメリカを強力な調停者として、いわば和平交渉の話しかけをする。呼びかけをする、そういう役割りを期待すべき面もあつていいのです。ではないかというふうに考へるわけあります。これは具体的に國の名前をあげて問題があるかもしれません、たとえば、端的に言つてソ連が侵略をしてきたような場合に、ソ連に対して強力な話し合いで仲介する役をとり得る國というのはアメリカしかないわけでありますから、そこで安保体制が、ぶつかつた、はいソ連が攻めてきた、すぐそれにアメリカが入るという形でなしに、場合によつては、ある一定期間はアメリカを介入させないでおいて、むしろしかるべきタイミングを見てアメリカが入ってきて、日ソの間に立つて、そういうつまらないことはやめろという形で調停をさせることが、日本の國益に合うのではないですか。場合によつては、國の名前をあげて問題かもしれないが、それこそ中共に、さらにまた別の側からの調停者といいますか、場合によつては、ある程度の役割りを期待するといふことも考えていい。

そういう点から考えますと、安保条約に戻りますが、いまの安保条約が、日本が攻め込まれた場合に、自動的にアメリカ軍の作戦開始が行なわれるというようなのを前提としているように私は考えますけれども、この点についてはいささか問題があるかもしれません、この点についてはいささか問題ではないかといふに考へますか。いかがどうぞ

ざいますか。

○水野政府委員 われわれは外國へ兵隊を出したたりなんかすることはできないわけであります、日本の國土が寸土でもどこかの國に侵される、あるいは内乱を起こさせられるといふようなことは、これはもう考へることもおそろしいことでありますし、そういう事態が起つればたいへんなことであります。私は、日米安保条約といふものは、そういうよろんな事態も起こらないためのとよくかく印上力なんだ、そのためこあるのだといふ

精神的な信頼といふものが大事でござりますから、その意味において、むしろ日米安保条約の意味が薄れていく。私は、そういうふうに考えないで、ともかく抑止力として非常に大事な存在なんだ、こういうふうにお考えをいただきたいわけであります。

○近藤委員　まさに政務次官のおっしゃることは非常に私もわかりますが、しかし同時に、戦争が起こつたら安保条約で徹底的にやられるということもわかります。それが抑止力になるということもわかりますけれども、まさにアメリカの戦略思想の進展を見ましても、いわゆる核兵器によるところの大量報復戦略から変わつてしまいまして、一種の柔軟即応戦略といいますか、初めから核と核がにらみ合っているということでは、これはほんとうにオール・オア・ナッシング、対決姿勢ですから、やはり場合によつては局地的な紛争も起これり得るし、またいわば戦術的な武器によるところの局地的な戦いということも考え、だんだんその状況に応じてエスカレートしていくという形までいくわけであります。ですから、日本の安保条約といふものも、ここで起こればぱっとアメリカが出てきてやつつけられるから、したがつて日本に対しても侵略がないのだといふうにそういう形で考え方切つていいのかどうか。逆に、まさに大戦争が可能になると、いふやうな形で、いわば核に対する報復戦略が柔軟対応戦略に変わってきた、その議論の中をもう一回繰り返してみますと、そういう大戦争は起ころぬだらう、したがつて局地的な対応で考え切つていいのかどうか。逆に、まさに大侵略が可能になると、いわば核が始まるたびに核の大好きな対決といふものが逆に局地的な戦争といふものを可能にした、危険性をふやしたというのと同じ意味で、私たち、日米安保体制がそういうオール・オア・ナッシング、一たん事が始まればすぐ日米共同なんだということじやなしに、やはりある程度の段階的な対応といふことも考えておきたいと思うのですが、再度その点について

○水野政府委員 日本安保条約があつて、その中で、一つの問題ですが、アメリカの核のかさに入っている。しかしながら引き金を引いてく

ようには私は考えるわけであります。ですから、最初からアメリカを入れることは問題であって、私は、日本と第三国との間に戦争状態が起つた場合は、

うにお考へいたゞくことが大事じゃないかと思ひます。日本のほうでもしその存在を疑うようなことになれば、これは相互信頼でありますから、条

て御意見を承りたいと思います。
○水野政府委員 先ほどから同じことを申し上げ
るようですが、さうしますが、ともかく、われわれの国

土が寸土も侵されたり、あるいは内乱状態になつたりすることを押さえなければいけない。そのためには日本の防衛力といふものは国内問題であるわけではありません。同時に、それだけでなく、あらゆる段階の抑止力という意味において、核戦争に至るまでの抑止力もありましょうし、あるいは間接侵略、あるいは直接侵略ということに対する抑止力も含めて日米安保条約といふものを私どもは見直していかなければいけないのじやないか、こういふように私は確信をしております。

○近藤委員 まさに政務次官のおっしゃつておられますことは、私たちが安保条約に対して従来理解をしておることでござりますけれども、たゞいま私が申し上げましたような三點について考えてまいりましても、私は、日米安保条約があつて、それだけいいのだといふようなことには全面的に信じ切つてしまつたわけにいかないので、私は申し上げたいことは、従来のような日米安保体制を絶対化するような発想ではないし――私は決してここで日米安保条約がだめであるといふことを申し上げているのではないのであって、日米安保条約も大事であります。しかも政務次官の御説明の中にもございましたように、この日米安保条約がまさにその目的どおり機能するためにも日米間の友好関係が大事であり、そしてまさに田中総理ニクソン大統領の首脳会談に見られるような、最高レベルにおけるところの意思の疎通が大事だ、かように考えるわけであります。しかし同時に先ほど申しましたように、国内的な考慮を考えてみましても、日米安保条約といふものがオールマイティーではない、これがすべてではないのである、やはりある程度限定性といふものを作れながら、あくまでもこれは相対的なものだということを考えながら日本の安全保障政策を進める時期にそろそろ来ているのではないかと考えますが、政務次官いかがですか。

○水野政府委員 先ほど来、先生からいろいろ傾聽すべき御意見をいたしました。私も、いろいろな印刷物その他で、そういう御意見もあり傾聴すべきであるということは存じております。しかし、御承知のように、先ほど来何べんも申し上げてお耳さわりだと思いますが、日本国憲法の範囲内で、そしてそれに許される日米安保条約の範囲内で私どもは日本の安全保障といふものを考えていかざるを得ない、こういう現実もまた非常に重要なことでございます。同時に、先ほど来申し上げましたことにさらに加えて言わせていただきながら、私はやはり、国民の全体が、よく例にいわれるように、歐州の中立国あたりであるように、國を守る氣概と、いふものをしっかりと持つていて、それが非常に必要ではないか。日米安保条約にたよっているからいいのだというだけではなくて、自分たちで自分の國を守るのだ、寸土も他國の侵略を許さないという気持ちが大事じゃないか、私はこう思つております。

○近藤委員 まさにいま政務次官のお話にもありますけれども、単に法律的な体制の問題じゃなしに、日本の國を守る気概を一人一人国民が持つということが私は大事だと考えるわけあります。しかし、やはり安保体制といふものがあるから、やはり安保体制といふものがあるために、一つの日本の精神的な独立性が少なくとも心情的にそこなわれているような面が非常にあります。私は繰り返し申しますが、決して安保体制を破棄してしまって、その点において憲法も改正してしまえば、そして、日本の精神的独立を達成するためには、日本は単独武装を核武装を含めてしてしまうのだ、この点において憲法も改正してしまったのですけれども、しかし、安保体制によってアメリカにもたれかかっているといふ、そういう心情にいつまでもわれわれは浸つてゐるわけにいかなくなつてくるのではないかということではあります。そして、そういうのを申し上げておるわけではありませんので、しかし、安保体制によってアメリカにもたれかかっているといふ、そういうのをいつまでもわれわれは浸つてゐるわけにいかなくなつてくるのではないかということではあります。そして、そういうのから一歩越えていかない限り、繰り返し申しますように、これから日米関係でどんな議論をしてまいつても、結局は日本といふふうに考へるわけあります。

本という国は自分のことしか考へない国である、そういうことにも遂になつてしまつ。経済的なことになるとすぐ飛んできて、肩をいからせて、また、その中で日本の国益を守るというより、そういうことがこれからはあつてしかるべきだと思ふのですが、ひとつ政務次官並びに防衛局長の御意見を承りたいと思います。

そこで私は、海外派兵の問題につきましても、いろいろ御指摘がございましたけれども、いまの日本国憲法ではんとうにどの程度法律的に禁じられているのか、それとも解釈でいくのかについて、やはりもうちょっと議論をしなければならないと思いますし、さらにいわゆる報復力につきまして、いまのようないまのままでは受けるが、しかし向こうの基地をたたくわけには受けるが、しかし向こうの基地をたたくわけには受けられないといふような形、これが憲法に認められた自衛力なんだという解釈、これについても、私はもう一回法理論的にいろいろ考へてみなければならぬと思います。

さらにもう一つ申し上げたいことは、ヨーロッパにおいては、同じ国民所得、同じような生活水準、同じような歴史を持つた国家群があつて、その中ににおいて初めて同じ立場でNATO条約というようなものができ上がつておりますが、アジアにおいては、日本のみが非常に近代国家として経済成長はしておりますけれども、そのほかの国は非常に経済的にも政治的にも発展途上にあるわけあります。それだけに、ヨーロッパのような形で、もしここで多国籍条約、多国間の安全保障といふことを考へることもむずかしいから。しかし、これまで私は、いまの日本の憲法その他の諸法律では踏み切れない大きな壁があることを御了解をいただきたいと思います。

○久保政府委員 日本がアジアの安定に寄与すべきであるということは論ずるまでもないことであつて、ただその場合に、日本政府の立場は、軍事的な面での寄与はできないということ終始をつけて、ただその場合には、アジアの諸国が軍事的な立場でどういうことをやり合うべきであるかという提案をしておられる人もあります。また、私どもが白紙で考へるならば、日本の憲法のワクの中で軍事的に何をなし得るかということは考えることはできます。しかし、現実にどれをどうす

○水野政府委員 このたびのハイジャック事件では、中近東諸国に、直接飛行機の着陸した国だけではなくて、直接、間接にいろいろと御迷惑をかけましたし、非常にそういう国々の御協力でともかく日航機が無事にベンガジに着きました、乗員が非常に間一髪というような事件でありましたけれども、全員無事に生還をできたということは、私どもは非常に喜んでいるわけあります。そしてこの御迷惑をかけた国々に対して何か謝意を表明するような使節団を派遣をするかという御質問でございますが、これはぜひ派遣をしたいと思って検討しております。

○近藤委員 これも大事な問題だと思いますので、われわれ国会の側も、全面的に政府のほうに御協力を申し上げたい、かように考えておりますので、十分な措置をとらねますことをお願いいたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○藤尾委員長代理 加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 アジアに限る若干の重要な問題についてお尋ねをいたします。

まず第一に、北方領土の返還の問題及びシベリア開発の問題についていろいろ新聞等では報じておりますが、外務省で御承知になつておる事態を御説明願いたいと思います。

○水野政府委員 北方領土の返還問題は、これまでも政府がソビエト政府に対しまして、いろいろな機会を通じまして要求をし続けてきたわけありますが、御承知のように、日本とソビエトとの間の平和条約がまだ締結されないのは、問題点はこれだけが残っております。それ以外の、航空協定であるとか、経済貿易協定であるとか、こういった実務的な問題は全部解決がついておりまして、これは、一般のほかの国との関係ともいさざか変わらないだけの実務的なものはでき上がっておりますが、平和条約といふものには、先ほど午前中の日中間での論議にもありましたように、領土問題という問題が含まれております。この領土

問題には、幽舞、色丹、択捉、国後といふ四島の帰属問題があるだけに、ソビエト政府も簡単に乘つてこない、こういうわけで締結されていないわけであります。しかし、政府としましては、今後もともかくねばり強くこの問題には取り組んでいくわけでありますし、当然この秋に予定されています田中総理の訪ソの際にも、この問題は重要な議題の一つとして俎上に乗るであろうというふうに考えております。

シベリア開発の問題は、政府の態度は、ソビエトは社会主義体制の国でありますから、国家か、あるいは国家に連なる機関がそれを担当しておりますが、日本側は民間の企業がやっております。政府としては、ソビエトの当事者同で、現実にいま、チニミニの油田の開発であるとか、ヤクーツクの天然ガスの開発とか、こういった問題の交渉が行なわれておりますが、両方の合意ができ上がったところで政府が、必要な金融措置であるとか、あるいは借款措置であるとか、こういったことについてめんどうを見ていきたい。両者の合意が先決であるといふに考えております。

○加藤(陽)委員 領土問題がソビエトとの平和条約の一番の難点であるということはわかつておるのですが、昨年の一月にクロムイコ外務大臣が参りまして、平和条約交渉を始めようということを言つたわけですね。日本の国内事情といふものはよく知つておると思うのです。知つておるにかかるわらずああいいう発言をしたということは、領土問題について一るの望みが持てるといふことじやないかと思いますが、その点が一つ。

もう一つは、シベリア開発について私が心配しておりますのは、日本だけ単独でシベリア開発にておられますのは、日本側に協力するのか、あるいはアメリカも加わつてやるのか、巷間いろいろな話がありますけれども、政府としてはどういう方針でやつておられるのか。この二つをお答えください。

○水野政府委員 グロムイコ外相が訪日したときの問題は、御承知のように、向こう側から平和条

約の交渉をしたいという提案をしたわけでありますけれども、もちろん向こうも、領土問題が難関であると思っておりますから、何らかの希望的な観測も行なわれましたけれども、現実にはそういう提案といふものはまだ行なわれておりません。ともかく領土問題といふのは、ソビエトでも、単に政府レベルの話よりも、党レベルの話で問題を討議してもらわなければならないという政治機構は、先生も御承知のとおりであります。その意味で私は、ブレジネフと話し合える日本のいまの政府としては、ソビエトの当事者と申しますから、国家か、あるいは国家に連なる機関がそれを担当しておりますが、日本側は民間の企業がやっております。

それから、シベリア開発にアメリカの参加を求める気はないのか、また求めることが必要ではないかという御質問はごもっともであります。日本側はこれまでにアメリカ側との話は何度かいながります。アメリカの政府の態度は、やはり日本側のとつていることと似たような態度でありまして、政府自身がやることではない、アメリカの民間企業がこれに参加することに異議は差しはさまない、こういう態度をとつております。ですからこの問題は、もちろん民間企業の問題の背景には大きな政治的決断といいますか、庇護といふものがあろうかと思ひますけれども、やはり日本のシベリア開発の当事者である民間企業が、アメリカの民間企業と話し合ひをして、その合意の上でソビエトの当事者と三者で話し合ひをする、こういう方向が私は望ましかろう。政府間では、これまでアメリカの見解は何度かたたいてきた経過はござりますけれども、絶えずアメリカに答えております。

○加藤(陽)委員 実情はわかりましたけれども、私は安全保障上の見地もあって、アメリカが参加しないで日本がシベリア開発をやるということに非常な疑問といいますか、心配を持っておるわけあります。でき得べくんばそらいう形でおやりになるほうがいいんじゃないか。これは質問では

なしに意見でありますから、それはそれとして、新聞を見ておりまして心配になりますのは、松前さんがソ連へ行かれて伝言を受けたといふのですが、今度、田中総理が訪問される際に、ソ連は、アジアの安全保障機構といふもの、構想といふものを打ち出して、これを中心といいますか、これで柱にして話をしようといふことのようであります。これが事実ですか。

○水野政府委員 これは日本政府に対しては、まだ正式に来ているわけじゃございません。そうでござりますから、具体的にソビエトのアジア安保構想といふものについて政府が解説をするといふですが、コメントをするといふのは、非常にむづかしいことでございますが、もしいろいろ伝えられるような内容であつた場合にどうするかといふ段階でもう一つ私どもが考えなければいけないことは、アジアのすべての国が参加をできる。これは、このアジア安保構想が中華人民共和国を何となく敵視しているといふようふうに伝えられておりますが、もしそうであるとしても、中華人民共和国も含めて参加ができる体制であるといふことを、アシア地域の、これは先ほど日米安保条約の議論にもありましたように、平和と安全に非常に深い関係を持つておりますアメリカの参加といふことを、日本としては考えなければならぬことでござります。同時に、この種類の新しい機構が、いま、たとえば申し上げましたが、日米安保条約のような二国間のいろいろな問題を差しはさまないといふ表現で日本側に答えております。

○加藤(陽)委員 実情はわかりましたけれども、私は安全保障上の見地もあって、アメリカが参加しないで日本がシベリア開発をやるということに、アシア安保構想といふものは現実の日の目を見ないのじやないか。しかし、ソビエトがこういふものを提案してきたといふことは、ヨーロッパ

においても、ヨーロッペの全歐の集團安全保障と
いう提案をしておりますから、私どもは、注意深
く、特にヨーロッペのほうは比較的具体的でござ
いますから、一つのパートナーとして注目はしてい
きたい、こういうふうに思つております。

○加藤(陽)委員 私、松前さんの報道を読んで、
非常に心配しているんですよ。まさかソ連と外務
省の間で秘密裏に交渉があつておるとは思ひませ
ん。思ひませんけれども、いきなりモスクワの首
脳会談でああいうものがきまるということになり
ましたら、これはたいへんなことなんですね。そ
こで、若干いま詰めておきたいと思うのです。大
体の原則は、いま水野さんがお話しになつて、私
も了解をするのですが、いままで公にせられてお
るソ連の構想といふものを中心にして、若干皆さ
ん方の御意見を承つておきたいと思います。
私の知つておる範囲では、相互不可侵だとか内
政不干渉であるとか、いろいろなことを言つておる
ようです。これはプレジネフの演説でも言つてい
る。しかし、こんなことだつたら、これは国連憲
章に書いてあるとおりなんですね。国連憲章の原
則に何も反しない。何のためにアジア安保体制と
いうものを言い出したのかといふ点に、私は非常
に疑問を持つわけです。ことに、既存の条約体系
といふものを見るのか認めないのかといふ点につ
きましても、ソ連は、既存の条約体系の上につ
くるんだというふうな言い方もしているようと思
う。中共は、そうじやないんだ、今までの条約
関係といふものは全部やめて、新しい構想でいく
んだといふような發言もしておるようと思ふ。こ
の辺が非常に大事なことだ。いま政務次官が
おっしゃったように、日米安保条約を認めた上で
のアジア安保構想になるのかどうか、これが非常
に基本的な問題なんですね。

もう一つ心配になりますのは、アメリカが入る
のか入らぬのかということなんですね。どうせ安全
保障機構を考えます以上は、きれいごとじや済ま
ぬわけなんですから、安全を保障するために必要
な場合には力を用いるという保障がなければいか

ぬわけです。この保障を考えた場合に、いまアジア
の国といわれている国を集めてみましても、ソ連
一国に抵抗できるだけの力を持つてゐる国はない
ですよ。全くへたをしますと、ソ連のためのアジ
ア安保体制といふものになりかねないと思う。そ
の辺の点は、今まで公表せられたものに基づいて、これとこれとこういう点はだいじょうぶだと
か、こういう点ははつきりしない、心配な点があ
るんだといふようなことを、これは国民の前にひ
とつ明らかにしてもらいたいと思います。

○水野政府委員 このソビエトのアジア安保構想
というのは御承知のように、コワレンゴソ連党中央
委員会日本担当員が松前重義氏を通じて何か提
案したというふうに伝えられております。これ自
体がまず正式の外交ルートに乗ってきたことでは
ございません。さらに、私が聞いております範囲
で——これはちよつと速記をとめていただけです
か。

○藤尾委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○藤尾委員長代理 速記を始めてください。

○加藤(陽)委員 そうしますと、これは正式の話
ではない、今度の田中訪ソにつきまして、ソ連
のアジア安保構想といふものが中心的な議題にな
るということはないというふうに了解していくで
すが。

○水野政府委員 総理訪ソの議題といふものは、
日本側として予想される問題、あるいは話をした
いといふかつきの領土問題のような問題はあります
が、正式には日取りもまだきまっておりません
。○吉田(健)政府委員 竹島はわが国の固有の
領土であるといふことは、わが国の歴史的な状況
のみならず国際法上に照らしても明瞭であるとい
ふことを確信しておるわけでございまして、從来
の韓国も、あの諸島のわが国に対する歸属に関し
てはどこからもクレームは来ていないわけです
。○加藤(陽)委員 いまの御答弁で、ぜひそらやつ
ていただきたいと思うのですが、その次に尖閣列
島の問題ですね。沖縄が復帰しますときによろ
しくお聞かせください。

○吉田(健)政府委員 尖閣列島はわが国の固有の
領土であるといふことは、わが国の歴史的な状況
のみならず国際法上に照らしても明瞭であるとい
ふことを確信しておるわけでございまして、從来
の韓国も、あの諸島のわが国に対する歸属に関し
てはどこからもクレームは来ていないわけです
。○加藤(陽)委員 いまの御答弁で、ぜひそらやつ
ていただきたいと思うのですが、その後、先方の考
えでござりますが、その後、先方の考えはそ
うだといふような話が出ましてから、中華民国
政府及び中華人民共和国政府のほうから、あれは
自國の領土であるといふような主張がなされ
たわけでございますが、その後、先方の考えはそ
うであると思ひますけれども、特に日新らしい動き
は現時点においてはないと。われわれの立場は一貫
して、尖閣諸島は日本の固有の領土であるとい
ふことを考へておるわけでござります。

○加藤(陽)委員 沖縄の本土復帰の直前に中華民
国政府が、私の承知しておる範囲では、向こうの
官報ですか、公報に掲載をして、何県とかの所轄
だということを発表した、調査隊を派遣するんだ
といふふうなことが當時いわれておりましたが、
そういう事実はございませんか。

○吉田(健)政府委員 先方は、昔のそれぞれの政
府が出ておりました地図によりますと、尖閣諸
島は日本の領土に記載しておりましたが、最近、
双方の見解が対峙して紛争の対象にはなつており
ます。昭和二十七年にいわゆる李承晚ラインとい
うものができまして、先方は竹島をその中に組み
入れてしまつたわけでございますが、その後少しあ
たりしておられますので、わがほうはこれに対し
からも巡視艇を派遣しまして、その情勢を見守つ
ておるわけでございますが、基本的に平和的に
解決したいということございまして、日韓間の
いろいろな懸案がだんだん片づいていきますと、
さらに今後、日韓間に紛争解決に関する交換公文
もござりますので、最後にはそういう手段によつ
て円満な解決がはかられることを希望するわけで
ござりますが、現状は遺憾ながら先方が不法占拠
しておる、わがほうはこれに対して抗議しておる
という形で対処しておるわけでござります。

○加藤(陽)委員 これはずいぶん長い話なんでし
て、私、非常に不満なんです。いまお話を聞きました
と、韓国に対して抗議を繰り返しておるだけで
すが。これを国際司法裁判所に訴えるとか、ある
いは国連の安理会に提出するといふふうなこ
とはなぜお考えにならないのですか。

○吉田(健)政府委員 それは最後の手段としてそ
ういう方法を考えなければならないといふことは
考えておられますけれども、タイミング、もう少し
情勢の進み方を見てといふことで考えておる次第
でござります。

○加藤(陽)委員 私が言いましたのは、国連の安
保理事会に訴訟をすることか、あるいは国際司法裁
判所に訴訟をすることか、これは国際連合憲章
で認めておることなんですから、平和的な解決の
一方法なんですね。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○吉田(健)政府委員 私が言いましたのは、国連の安
保理事会に訴訟をすることか、あるいは国際司法裁
判所に訴訟をすることか、これは国際連合憲章
で認めておることなんですから、平和的な解決の
一方法なんですね。

島は日本の領土に記載しておりましたが、最近、
双方の見解が対峙して紛争の対象にはなつており
ます。昭和二十七年にいわゆる李承晩ラインとい
うものができまして、先方は竹島をその中に組み
入れてしまつたわけでございますが、その後少しあ
たりしておられますので、わがほうはこれに対し
からも巡視艇を派遣しまして、その情勢を見守つ
ておるわけでございますが、基本的に平和的に
解決したいということございまして、日韓間の
いろいろな懸案がだんだん片づいていきますと、
さらに今後、日韓間に紛争解決に関する交換公文
もござりますので、最後にはそういう手段によつ
て円満な解決がはかられることを希望するわけで
ござりますが、現状は遺憾ながら先方が不法占拠
しておる、わがほうはこれに対して抗議しておる
という形で対処しておるわけでござります。

先ほど申し上げましたような時点から、急拵行政的自國の領土であるということを示すとする手段をとったということは承知しております。また、御指摘の調査団を派遣しようという動きがあつたという情報は得ておりますが、現実にそういうものは派遣されておらないという状況でございます。

○加藤(陽)委員 それならそれはけつこうです。あくまでも尖閣列島は、言うまでもないことですが、日本の領土なんですから、その主張が国際的に承認を受けるようにこの上ともに御尽力を願いたいと思うのであります。

その次に、マラッカ海峡の問題についてちよつと伺いたいと思います。マラッカ海峡の国際管理にシンガポール、マレーシア、インドネシアが反対をしたというふうな記事が出ておつたように思ひますが、その現状はどうなっていますか。

○吉田(健)政府委員 マラッカ海峡は、言うまでもなく非常に重要な海上交通路の要衝に当たっておるわけでございまして、だいまおつしゃいます沿岸三ヵ国は非常に重大な関心を持つのみならず、私たちとしても非常に関心を抱つておるわけございまいますが、国際管理という具体的な議論は出ておりませんので、一番の問題は、あそこが国際海峡なのか。また、現在主張されておりますそれぞの国の領海の範囲といふものとの関係からどうなるのかというような問題がございまして、今後、海洋法会議とかそういうところでそういう問題がきまれば、マラッカ海峡がどういう取り扱いになるのか、またそこを通航する無害航行権はどうなるのか、その他の通航権はどうなるのかという問題が、その時点において具体化されてくるというふうに思われる次第でござります。

○加藤(陽)委員 数年前に、日本が関係国の同意を得ましてマラッカ海峡の調査をいたしました。あれはその後どういうふうになつていていますか。

○吉田(健)政府委員 一九六九年に、沿岸三ヵ国、マレーシア、インドネシア、シンガポールの

三ヵ国の要請を受けまして、わが国が予備調査を行ないまして、翌年、七〇年に第一回の精密調査を行ない、七一年、昨年第二回の精密調査を行なつて、現在、先方と細部にわたつて交渉中でござります。

この合意ができましたら、日本の技術をもつて、マラッカ海峡の安全航行、汚染防止、海深をさらに深くするとか、航行範囲を広げるとか、灯台、標識を設置するとか、そいつた安全航行その他に関する具体的な措置をさらに進めていく、過去の三回の調査で非常に成果をあげておる、かのように考えておるわけでござります。

○加藤(陽)委員 いまおつしゃった安全航行とか汚染の防止というふうな仕事は、日本がやるわけですか。あるいは三ヵ国が日本に依頼をしてやるわけなんですか。いまどきいう考え方なんですか。

○吉田(健)政府委員 これは、三ヵ国の要請を受けて、日本の技術をもつてそういうことにに関する精密測量を行ない調査を行なつて報告を出すとかそういう問題は、まだ未定の部分があるわけでござります。とりあえず必要なことは、マラッカ海峡を大型タンカーが通れるように、衝突が起こらないよう、汚染が起こらないようにすることを考えなければならないといふことで、わがほうの技術面から協力を提供しておる、先方の要請を受けて協力を提供しておる、そういう姿でござります。

○加藤(陽)委員 ASEANの五ヵ国この問題に対する態度といふものはどうなんですか。

○吉田(健)政府委員 ASEANの五ヵ国は、先ほどのシンガポール、マレーシア、インドネシアが直接マラッカ海峡の沿岸三ヵ国でござりますが、あとフィリピンとタイが入ってくるわけでございます。フィリピンのほうは直接関係がない。タイのほうは、現在、あそこのクラ地峡といふところにマラッカ海峡と並行して運河をつくろうといふような構想もだんだん具体化しておるわけで

ございますが、場合によつては、この沿岸三ヵ国の中に関心を示して入つてくる可能性はあるかも知れませんが、マラッカ海峡自体の問題は、現時点では沿岸三ヵ国の問題として取り上げられておるわけでございます。

○加藤(陽)委員 ASEANの問題に移るわけであります。これに対して、日本の政府としてはどういうふうな考え方でありますか。ジーネーブの軍縮委員会における日本代表の演説を読んでおりましたら、何かこれに協力をするといふふうなことが書いてあります。これはそういう態度なんですか、ASEANの中立化構想に対しても、お伺いいたします。

○水野政府委員 ASEAN諸国の考え方というのは、ASPACE以後のアジアの新しい方向として注目されていますが、日本がこれに協力していくといふのは、日本が直接参加をするという点ではなく、向こうの合意があれば経済的な点でござります。とりあえず必要なことは、マラッカ海峡を大型タンカーが通れるように、衝突が起こらないよう、汚染が起こらないようにすることを考へなければならぬといふことで、わがほうの技術面から協力を提供しておる、そういう姿でござります。

○加藤(陽)委員 ASEANの五ヵ国この問題に対する態度といふものはどうなんですか。見ておきたい、こういう態度でござります。

○加藤(陽)委員 私も、経済的にめんどうを見ておきます。向こうの合意があれば、いろいろな具体的な話を出ておりますが、この場でお書きをいただきたいと思いますが、経済的なめんどうを見つけておきたい、こういう態度でござります。

○加藤(陽)委員 私も、経済的にめんどうを見ておきます。向こうの合意があれば、いろいろな形では接近しがたい。しかし同時に、経済的に何かをしてもらいたい、という気持ちもそれを積極的に、ここに金を出すから入れるとかいうような形では接近しがたい。しかし同時に、経済的に何かをしてもらいたい、という気持ちもそれを積極的に、ここに金を出すから入れるとかいうよ

うな形では接近しがたい。しかしながら、か。あるいは好まないんでしょうか。その辺はいかがですか。

○吉田(健)政府委員 そうおっしゃいますけれども、結局、アメリカ、ソ連、中国という大国がこれをどう見るかといふことに非常にかかつてくるわけですよ。いまASEAN諸国はそういう方向で進んでおつても、ソ連は着々として軍事力を東南アジア方面へ伸ばしていくわけですね。その際に、アメリカは黙つてこれをほつておいていいのかといふ問題が私には気になるわけですが、いんでしょうかね。日本の立場から見ても、ソ連はソ連で伸びていってくれ、ASEANはASEANで中立化構想を実現していくべといふことでいいんだろうかといふ疑問があるんですが、その辺はいかがですか。

○水野政府委員 これは一つの国際情勢の分析でございますけれども、ソビエトが、たとえばインドであるとか、今度独立したバングラデシがあるとかその他の国に対して、いろんな艦隊の寄港権といったものを獲得して、インド洋で一つの軍事的な情勢をつくつて、日本政

府は直接確認したということではなくて、いろいろな報道機関から報せられております。私はこの結果が一つのASEAN諸国の中立化構想になつ

た。また、ASEAN諸国の中も利害関係があるにもかかわらず、ともかく団結をしている、私はそういうふうに見ております。これに対しても、もつとアメリカなりそのほかの国がでこ入れしづらやいけないだろうという考え方もあるかもしれませんけれども、現実には、アメリカの東南アジアの政策といふものは、このASEAN機構をむしろ見守つて育していくほうがよろしいといふに見ているのではないかと思います。日本がまたそれ以上にこれに参加、介入することはできない問題じゃないかと思います。

○加藤(陽)委員 いまおっしゃったことが私の言

わんとすることなんですがね。ASEANの中立化構想、これはそれ自体はいいでしょう。しかし

ソ連は、それをまだ保障も認めもしていない、ど

んどん軍事力を伸ばしていつておる。中国がこれ

からどう出るかわかりませんけれども、アメリカ

のASEANに対する立場といふものは、私は非

常にむずかしいと思うのです。その際に、いわば

日本だけが先走りをして経済的な援助をしていく

ということはたしていいのかどうかということ

に、私は疑問を持っているものだから御質問をし

たわけであります。

○水野政府委員 先ほど私の申し上げたことはこ

とばかり足りなかつたかと思ひますが、援助とい

ましても、向こう側から要請があつた、各國の承

諾があつた。非常にわざかのことではあります

が、ともかく援助をしてみてほしい、事務局の人物費

といふよろなことで要請があつたので、各國の異

論がなければそれで御援助申し上げる、決して日

本側からその反対給付をほしいとも何とも思つて

いない、こういう形の援助であります。金額も非

常にわざかなものであります。

○加藤(陽)委員 わかりました。

現状においては私はこれでいいと思うのです

が、これからASEANに対する態度といふものはやつぱり慎重でなければいけないということ

を申し上げたいと思います。

その次に、セイロンが提案しましたインド洋の

平和地帯案ですね。これは国連で特別委員会をつくってやつておるというふうに聞いておりますが、これはいまどうなっておりますか。

○影井政府委員 御承知のとおり、これは一昨年の国連総会におきましてスリランカが提案いたしました。その提案を受けまして、昨年の国連総会でこの研究のために特別の委員会をつくるということになりましたして、現在、日本、中国、インド、パキスタン、スリランカ、オーストラリア、それから一部のアフリカの沿岸国、十五カ国から構成される委員会が発足しております。日本はかねてこの構想に対しまして、これが究極的にいま望ましい姿である、ただし、これを実現するためには、現実からその理想の姿を持っていくためには非常にいろいろの問題があるということを指摘しております。そのうちの一つが、まず印度洋和平ゾーンにどういう国が関与していくかというここと、これが一つの問題でございます。それから、印度洋の平和ゾーンで一体公海自由の原則あるいは船舶の航行の権利ということはどういうことになるかといふうに、非常にたくさん問題があるということを指摘して、この提案に賛成し、またこの特別委員会のメンバーとなつたわけでござります。これを受けまして今年の二月の末から六月の半ばにかけまして、この委員会は前後八回にわたつて開かれております。ただし、そのうちの大半はこの委員会の議事運営をどうするかといふこと、また残りの部分は、日本が指摘いたしましたようないろいろな問題点の指摘といふことになります。これが受けまして、最近のイラクを中心とする情勢を少し簡単に御説明願えたらお答え願いたいと思います。

○中村説明員 アラブ湾を中心とした地域の政治情勢を含めて、いろいろの問題が出てきたように私は思うわけです。

質問の前段に、最近、ポスト・ベトナムをめぐって、何かペルシャ湾が世界の火薬庫になるの

ではないかといったような論評が、各種のマスコミ報道を通してなされておりますけれども、わが国にとつては石油資源の九〇%を仰いでおる、こ

ういった状況を踏まえて、最近のイラク、イラクを中心とする情勢を少し簡単に御説明願えたらお答え願いたいと思います。

○中村説明員 アラブ湾を中心とした地域の政治情勢の現状を簡単に御説明申し上げますと、ただいま御指摘のように、石油の問題が非常にクローズ

アップされてきたわけでございますが、特に日本との関係では、御高承のとおり、日本の大部分の

石油は輸入にたよつておりまして、そのうちのまた八割以上といふものをこの中近東の産油国にた

よつておるということで、特に私たちにとりまして非常に関心のある点でございますが、最近のこの地方は、イスラエル・アラブ問題がいまも解決

されないままに続いておりますものの、何となく

膠着状態のようなありますまになつておりますので。ただ、やはり大きな世界的な視野に立つて考えますと、ソ連がどう出るか、アメリカがどう出るか、中共が今後どういうふうな対策をとる

かといふことで非常に影響されると思うのですが、これはいまどうなっておりますか。

○奥田委員 午前中以来、対中国、対アメリカ、

またいまは、対ソ、まあアジア関係を含めての真

じまして、このアラブ海のほうに勢力を伸ばすことを考へておるところはわからず、ソ連がイランあるいはサウジアラビア、ク

ウェート等に対してこ入れをやつているのじゃないか。他方ソ連のほうが、主としてイラクを通じまして、このアラブ海のほうに勢力を伸ばすことを考へておるのではないかといふようなことを

ここであります。それで、米ソ両陣営が、このアラブ湾をめぐりまして、勢力の角逐をやつておるの

で、いろいろあうに推測され、話題になつておるわけでございます。ただ、その辺の実態につきましても、もちろん正確なところはわからません

で、いろいろあうに推測され、話題になつておるわけでございます。したがいまして、私ども、その辺の両陣営の角逐が非常に熱

気をはらんで激しいものになつておるとは必ずしも思つておりませんけれども、そういう要素がありまることは十分推測できる次第でございます。

さて、そりつた点から私どもも大きな関心を持つて重視しておる次第でございます。

○奥田委員 いま、大きな関心を持つておるけれども詳しい状況はわからない、しかし、いますぐ

どうのこうのといったところは、要約すればそういうペルシャ湾の情勢のお話であったと思ひます。ですから

も、基本的には、いまお認めになりましたよう

に、この産油国に、日本の石油資源のほとんどと

いふよりも九〇%近くをたよつておるわが国にとっては、今後の資源外交を控えてたいへん重要な地域であるということは当然思ひます。しか

め、いま一部御指摘がありましたけれども、イラシ

ンあるいはサウジアラビア、クウェートといったところには、アラブダビ石油、アラビア石油があ

り、わが国の資本もたくさん入つておりますし、これがアメリカに近い線でいろいろ動いておる、

イラクはソ連に比較的近い形で軍事基地の拡張を

はかつておる、イラン、イラクの国境の河川問題、シャテル・アラブの問題をめぐって、ある意味においてはたいへんな緊張状態をかもし出してきておる。またイラン、クウェートの間にいろいろな国境紛争が介在しておる。こういった意味で、非常に重要な地域であるにもかわらず、今までのお答えを聞いておる段階では、中近東諸国に關してあまり的確な情報が入つてないよう私には思ひます。

○鹿取政府委員 二十二カ国の中十五カ国に実館を有しております。アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、レバノン、アルジェリア、スー丹、チュニジア、モロッコ、リビア、エジプトでございます。したがいまして、残りの国、すなわちアラブ首長国連邦、カタール、オーマン、バーレン、ヨルダン、イエメン、南イエメンにはまだ在外公館を設置しておりません。

○奥田委員 そうすると、いま問題の起きたドバイのアラブ首長国連邦、あるいは、いまお話しになつたように、カタール、ヨルダン、オーマン、バーレン、イエメン、こういつたところにはまだないということですね。いま起きたハイジャックはもちらん中近東アフリカ局の所管で、即応体制で相当動かれたと思ひますけれども、一体、こういう国際線で起きるハイジャックは、いやなことですかけれども、当然予測されたことでもありますしょうし、これらに對しては外務省としては、ハイジャック対策といいますか、どういう即応体制を申し上げて、ちょっと御質問と連いますが、かんべんをしていただきたいと思います。

○水野政府委員 ハイジャックが起るまでの体制というのは、外務省の問題ではなくて、運輸省、日本航空の問題だと思ひます。しかし、起つた際にどういう措置を講じたかというお答えを申上げて、ちょっと御質問と連いますが、かんべんをしていただきたいと思います。

たとえば、あのドバイというのはアラブ首長連邦でございますが、いま官房長から申し上げたように、実際に実館が置いてございません。ですから、通信施設その他というものも全くないわけです。しかし、こういう国も國交がありますし、実際にはいろいろな民間関係の交易で現地へ行っている人たちがおりますので、首長国連邦はクウェートが兼務をしておりますが、クウェートから人を派遣いたしまして、手の足りないところはそういう人たちを動員して手を打つ。あるいは、実際に公館がありましても、先生御指摘のように、大使館とは申しますけれども、大使以下三人とか四人とかいうような、正直申し上げると、歐米の大使館とは比べものにならない陣容でござります。その人たちを、たとえば飛行機がどこへ着陸するかわからないというときには、実は全部の飛行場に館員を待機をさせまして、イラクのバグダッドにもおりるかもしれないということで待機をさせましたが、ここは断わられて次のシリアのダマスカスに着いたわけあります。着いたときには、こちの大使館から人を出して、とにかく交渉ができるようにしておったわけであります。

○奥田委員 政務次官、追及するという意味ではなくて、どこにおりるかわからないというのは、それはしょううですよ。アラブ・ゲリラにハイジャックされてどこにおりるかといつたら、大体見当がつくのです。私なんか予想は間違いましたけれども、きっといつらはリビアに行くだろう、トリポリの空港のほうに行くだろうと思つたけれども、それは違いました。結果においてはベンガジのほうに行きましたけれども、リビアに最後的には行つた。これは、私のよくな中近東情勢に対するちょっと関心のある者だったら、大体どの辺に、彼らがあとのことを考えておられるだろうということはあれるので、中近東二十二カ国のことにおけるかわからぬなんて言つておられる。そういう意味じやないと思ひますけれども、私はそういう形是非常に残念に思ひます。特に今まで、パンアメリカン、あるいはトランステンタルド、あるいはBOAC、ルフトハンザ、全部ハイジャックされて、過去のこういったハイジャック事件に関するいろいろな情報は、決して人ごとじやなくて、もう少し考えておかれる体制が必要だと思うのです。

それじや、ちょっとお聞きしますけれども、答弁は簡単でいいですが、このアラブ首長国連邦の日本大使館はあるのですか。

○鹿取政府委員 アラブ首長国連邦は、法律的にござりますけれども、先ほど政務次官の御答弁にありましたとおり、実館はございませんで、クウェートにおります大使が兼轄しておるという形でございます。兼轄でございますので、ときどきそこの地に行ってみるとこととでございます。

○奥田委員 先ほど二十二カ国中十五カ国にあわだと言いましたけれども、残つたヨルダンとかオーマンとかイエメン、こういったところは東京に公館を持っていませんか。

○中村説明員 大体は持つておりませんけれども、中には持っているところもございまして、カタールは東京に最近大使館を開設いたしました。タールは東京に最近大使館を開設いたしました。

○奥田委員 この間のドバイは、いま官房長のお話によると、クウェート大使館管轄である。一体クウェートからドバイへどれくらいの時間がかかりますか。すぐ空港を開鎖したようですがれども、連絡をとつてすぐ外務省がクウェートからかけ付けるまでは。

○水野政務委員 飛行機に乗れば二時間でございますが、あれはローカル線ですから、便をつかまえるまでに時間によつては三時間なり五時間かかる、あるいは六時間かかるというようなこともあります。

○奥田委員 それは空港も開鎖されたようですがし、あれですけれども、大体二十時間ほどかかるよう聞いています。ろくに便もないわけですし、ですから、これはクウェート大使館が全部管轄されておるのはけつこうですけれども、私は、ここでこういうことを次官に質問するという形になると、何か追及がましくなりますが、二十五日付の朝日新聞、見出しが「大使の『優雅な生活』」という形で、クウェートの大使が当時は日本に来ていましたね、今月の十一日まで中近東の大使會議が開かれて。十日後に、休暇で帰られなかつたのでしょうけれども、これはいいとして、ハイジャック事件が起きてから相当の時間がたつているのに、中近東大使の中で連絡がとれなかつた。個々の名前はあげませんけれども、したがつて、この問題が起きてから在外公館の、しかも大使ともあらう人が、日本へ休暇で帰つていても、いついかなるときにもどういう事件が起きるかわからぬいときには、外務省の即応体制はどうなつているのかとさつき聞いたのは、こういった形の連絡が実にだらしない。したがつて、日航の社長が飛び立つときの便に、あなた方は間に合わなかつたでしょ。その点についてはこのニュースは間違ひありませんか。

Digitized by srujanika@gmail.com

○鹿取政府委員 御指摘の点でございますけれども、たまたま中近東の大使会議が東京で開かれておりまして、その後でございますが、何しろ中近東地域というのは癡癡の地でございますので、大使によつては健康的のドックに入るというような要請がございまして、私ども本省といたしましては、日本に来た機会に健康をチェックするという期間の余裕だけは、要請があつた場合認めたわけでございます。

いま先生御指摘のように、すぐ連絡がとれなかつたといふ報道があるとすれば、それは誤りでございまして、すぐ連絡はとれたのでございますけれども、たまたまやや遠隔の地に休養を行つておられたがつて東京に帰つてくるのに時間を要したということでございます。したがつて日航の救援機にはこのクウェート駐在の石川大使は間に合わなかつたわけでございますけれども、東京からアラビア語の専門家の事務官を使乗させたわけでございます。

○水野政府委員 つけ加えて申し上げさせていた

だきますが、先生もアフリカ地域においてになつたことがござりますが、夏は高温で癡癡の地域でござります。政府によつては政府自体の、たとえ

スイスあたりに避暑に行くといふぐらい気温の悪いところでございます。それだけに、中近東の

大使会議もわざわざ東京で開催いたしまして、こ

の際に、大使といいますと大体五十五歳以上ぐら

いになつておりますから、ヘルスチェックを希望

する人は全部やつてもらつた、こういうわけで新

聞にはだれもヘルスチェックと書いてありました

が、全部の人がやるのが当然である。そういう

地域であるというふうに私は思つております。

また、石川大使については、個人的な彼の名前

にもなりますから特に申し上げますが、山梨県におりましたけれども、この連絡がありまして、中

近東アフリカ局から連絡をしましてから三時間で

東京へ帰つてしまひました。救援機には間に合い

ませんでしたが、現実に日航機がドバイ空港にあ

りまして、ハイジャッカーと管制塔のいろいろな問題があつた際に、あるいはアラブ首長国連邦と

のいろんな交渉の際には、石川大使は十分の働き

をしております。

それから、先ほど申し上げることがおそくなり

まして、ちょっと私がことばを落としておりまし

たけれども、どこにおりかわからないから待機

させたと、ちょっと大きづばな話をしました。そ

れ以外にも実は隠れた任務を持って大使諸公は働

いておつたわけであります。具体的に申し上げま

すと、サウジアラビアとイスラエルの両国は、こ

のハイジャッカーの乗つている飛行機が自分の國

に来て予測せざるような災害を起こすのではない

かということで、それでは最近は非常に大きな

空軍を持つておりますが、空軍に警戒体制、ア

ラート体制をとらしておつたわけであります。も

し領空をかすめたような事件が起りますと、日

航機自体が戦闘機に撃墜される。撃墜されなくて

も強制着陸を命ぜられて——ハイジャッカーが

乗つておりますから、そんなことをするはずはない

わけであります。予想せざるような危険事態

が起ころ可能性もあつたわけであります。それぞ

れの国、サウジの大使、イスラエルの大使は相

手国政府に要請をいたしまして、万一そういうこ

とがあつてもかく無事に領空を通過さしても

らうようによつておつたとか、そういう

よううな働きもしておつたわけでございます。

○奥田委員 私は決してヘルスチェックをするな

といふのはなしに、大いに休暇をとつてもらつ

てけつこうなんです。ただ、いま次官から言われ

ましたからこれ以上言いませんけれども、やはり

そういう突発事件に対し、どこでヘルスチエック

されようがけつこうですが、やはり一国の大

使、一国の国との折衝にあづかっている人は瞬時

に連絡がとり得る体制をとつてほしいということ

を特に要求しております。

ただ、私はいつも外へ出たときに感ずるわけで

すけれども、少ない人員でたいへんどうろと思ひ

ます。その点の御苦労はわかりますけれども、何

か開発途上国あたりの上級の人たちだけとのおつき合いだけではなく、私はやはり、在外公館のは

るいは十五万という程度のときだつた場合には、

こういった問題は比較的起つたなかつたけれど

も。ですから、犯人の身元はまだはつきりしませ

んが、あげていけば、どういう目的で——おそらく

く観光か何かで出ていてこうしてやつておるの

じやないかと思うのです。しかも旅券法十六条で

届け出義務、長期滞在の登録といったことがきめ

られておりますけれども、これに対する届け出の

なかつた場合の罰則の規定といふのはないのです

います。

しかも、いまはもう海外渡航、一年間に百四十

万近い人が、昨年の統計だけでも外へ出てい

るようであります。こういつたことを考へると、

私は、在留邦人、あるいはそういった観光目的を

含めての短期、長期を含めての海外渡航、こう

いった人たちに対しても今までにない問題をた

くさんかかるておるということは十分察せられま

す。

そこでお聞きするのですけれども、長期滞在

者、外国に三ヵ月以上長期にわたつて滞在する人

たちに対しては、いろいろな規定があるわけです

けれども、旅券を出すときに、私はいつも旅券で

ふしきに思うのですけれども、数次旅券といふや

つは幾らでも使って、五年間で期限がくる。しか

し観光目的で外へ出た人は、一体あれは期限があ

るのですか。帰つてくるまで期限がないんじやな

いですか。ちょっとその点のお答えを願います。

○穗崎説明員 数次旅券と違いまして、一回限り

の旅券は帰つてくるまで有効でございます。

○奥田委員 ということは、その期限の規定はな

いわけですね。

○穗崎説明員 いま言つたような期限の規定はございません。

○奥田委員 これはやはり何らかの対策を講ずる必要があるんじゃないでしょうか。要するに、観

光で出でていった、しかも片道の旅費しか持つてい

つかなかつた、途中でアルバイトなんかしていろ

う意味でひんしゅくを買つ。まじめな人は別と

しておりますし、観光目的で出て世界でいろいろ

な犯罪ケースといふもの起こつて、わが国の大き

く言えば信用を失墜しておるといつたようなケー

スが年々ふえておるわけですね。今までのよう

に、海外渡航が一年間全部トータルしても十万あ

るいは十五万という程度のときだつた場合には、

こういった問題は比較的起つたなかつたけれど

も。ですから、犯人の身元はまだはつきりしませ

んが、あげていけば、どういう目的で——おそらく

く観光か何かで出ていてこうしてやつておるの

じやないかと思うのです。しかも旅券法十六条で

届け出義務、長期滞在の登録といったことがきめ

られておりますけれども、これに対する届け出の

なかつた場合の罰則の規定といふのはないのです

か。

○穗崎説明員 罰則の規定はございません。

○奥田委員 しかしこれは、届け出しならぬとい

う義務規定はある。義務規定といふか、第十六条が

そうだと思います。いろいろな事件のケー

スで返納命令といふものがおられるように、十九

条でいろいろの項目にわたつて書いてあります。

二十三条がそついた返納命令に従わなかつたと

きとかのいわば罰則規定になつておると思つて

ます。

それとも、この旅券法といふものは、先進国に見

習つてできるだけフリーにそういう規制緩和をし

てゐるのだろうと思つますけれども、今回の事件

等々を見ておりますと、観光目的で出た者が帰つ

てくるまで、いつまでおつてもいいんだ。期限な

ども、そういう形といふものは、確かに少し

洗い直してみると必要があるのじやないかと思つま

す。それは、犯罪者はコンピューターにかけてす

ぐチェックできるでしようけれども、いろいろな

面で行つたきりになつておつて、外国で流浪し

て、観光目的で出て行つたのにまだ全然帰つてき

ていない。こういった形がどんどん世界にばらま

かれていく。これに対し外務省は、人手が足り

ないから、あるいは、うち届け出される人だけ

はチェックしているけれどもそれ以外の人たちは

知りませんといつた形の中では、非常に出足の旅

券発行に関して、国民は簡易化のほうを望んでお

るということは間違ひありませんけれども、こう

した犯罪予防のために何らか一ぺん洗い直してみ

る必要があると思いますけれども、これは次官どうでしよう。

○櫻崎説明員 御指摘の点でございますが、確かに一回限りの旅券で出来て帰ってこない方は相当います。これは観光目的その他で出来てそのまま方々の国を回るわけだと思いますが、たまたまの場合に、そればかりに三年なら三年といいう期間がありましてチケットいたしまして、おまえは期限を延ばさないということをかりに言うといつたましても、その場合どういう理由で期限を延ばさないかということは、一つは憲法に規定されました移転の自由という問題もございますし、やはり憲法との関連で、その人が日本へ帰らなければいけない、要するに旅券の更新を認めないというに足るような十分な理由がなければいかぬという点を考えますと、一回限りの旅券に期限を設けましたときわめて慎重に検討しなければならないじやないか、そのように考えます。

それから他方、最近は數次旅券で旅行する方が非常にあえました。いま日本は海外へ出る人が非常に多いのですから、いつでも出られるようにということで、数次旅券をとる人が非常にふえております。したがいまして、このほうは、先ほど申し上げましたように、五年という期限がござりますので、五年たつて帰つてくれば、とにかくそれで期限が切れるわけでございますから、もう一回旅券をとり直さなければいかぬということになつておりますので、そのようなことを考えまして、現在の体制、御指摘のような点はございますけれども、いま申し上げましたようないろいろな問題を含んでおりますので、なかなかむずかしい問題かと存じます。

○奥田委員 これはやはり政務次官、答弁聞いておつたらあのとおりでしよう。それは憲法で移転の自由も保障しなければいかぬでしょうけれども、それじゃ數次旅券は五年間の年数制限がある。観光目的でそんな五年も六年も行つてはいるはずはないでしよう。そんなもの大体おかしくらいのものですよ。観光目的なら観光目的で、そん

な長期という形じゃなくても、大体一年あるいは半年というような、観光目的なら観光目的に沿った形である程度期限を切る、そういう措置が政治的にとられていても、憲法違反にも何にもならないと私は思うのですがね。これは法解釈の面でいろいろ議論のあるところでしょうけれども、ただ

単にそういう理由だけで帰国するまで制限がない、それに対するいろいろな意味での罰則規定といふものがなかなか整っていない、こういった形がハイジャック事件等々を契機に明るみに出てきましたけれども、そういった人たちが海外における犯罪を犯し、そしてその国にも迷惑をかけ、また日本人の信用を失墜するというケースも、私はやはり考えていていただきたいのです。

旅券の偽造が最近非常にあるということを聞いておりますし、そして彼らが出た場合の旅券なんかおそらく偽造関係でやられている。海外逃亡する機会もあるのじやないかと思いますけれども、この偽造旅券の防止対策について外務省は積極的にどういう手を講じておられますか。

○櫻崎説明員 昨年ロッド空港の事件がございましたときに、現実に使用された旅券をわれわれ調べまして、これが偽造であることがわかりましたので、現在計画しておりますが、今回は偽

人造がよりむずかしい旅券をつくりまして、来年になりましたらこの新しい旅券に切りかえる。ただし、現在使つております旅券はもちろんそのまま

なっておりますので、そのようなことを考えまし

て、現在使つております旅券がござりますけれども、すべての旅

券が新しい旅券に切りかわた段階においては偽

人造は一〇〇%できないことになるかと思います

が、いずれにいたしましても、来年から新しい旅

券を使う計画をいたしております。

○奥田委員 それは初めて聞きますけれども、それは透かし入りの日本の技術、しかもおれに使つ

てはいるような紙を使って、当然、偽造防止のために最大の努力をするということみたいへん大事だと思います。

○奥田委員 質問をこれで、ピンチヒッターで終

りますけれども、まあ結論から言うと、先ほど

である。したがつて情報収集でも、それはクイートに業務させておくこと、けつこうですけれども、そ

ういつたわざかなれによつて、大きな対外的な

資源外交の、あとにはぞをかむようなことがない

ように、私はやはり、これから情報収集は、人口

とかそりうつた意味じやなくて、中近東に在外公

館の充実をはかつてほしい、そのことが第一点。

そしてその長期滞在者を含む在留邦人のあるい

はお世話とかいろいろな面を通じて、私はおそらく

いつたけれども、そういった人たちが海外における

犯罪を犯し、そしてその国にも迷惑をかけ、また

日本人の信用を失墜するというケースも、私はや

は非常に広範な守備範囲なんですけれども、アジア局

はアシア局に次長を置こう、従来の参事官二名の一

名をそれに振り当てるようなどい今度の設置法

の改正であるわけありますけれども、アジア局

はアシア局に次長を置こう、従来の参事官二名の一

○水野政府委員 中の警察権あるいは裁判権というものは、日本に帰属をしております。そういう關係からは、この犯人の引き渡しをリビア政府に要求するというとをいま検討しております。ただ問題は、昨年できましたハイジャックの防止条約という国際条約の中には、ハイジャックされた飛行機が着地したその国にまた裁判権があるという規定になつております。それで、その点では食い違っております。ですから、これから外交交渉としてリビア政府と話し合いをしていかなければ、単に日本側の主張だけでは解決がつかないんじゃないかと思っております。

○中山(正)委員 リビアは大体ゲリラ活動を支援をするという体制をとつておりますし、今度は逮捕をされたということをございますが、うわさによりますと、もう三十億円という金を取つたといふ話があるとかないとか、実は犯人を逮捕してゲリラ組織がそれをふところに入れるんだといふうなうわさもあつたりなかつたりします。

そこで思い出しますことは「よど号」乗つ取りの犯人が、私、記憶にちょっと残つていないので、警視庁において逮捕状の請求をしていないのではないか。逮捕状は出しておりますんでしょうか。このころテレビを見ておると、北朝鮮に乗つ取つていった連中が、堂々と日本のテレビを通じて日本人に話しかけるという。それをマスコミが仲介をするという異様な状態を見ておりまして、私はまことに憂えております。民主連合政権は必ずできるんだ、共産主義政権ができるときには、われわれは堂々とそのときにこそ歸つてくんだといふ宣伝をやられたのでは、どうも一体もいろいろ出てくるときでござりますから、そういう筋道といふものは、はつきりつけておいていたく必要があるのでないか、私はかように感じますので、よど号乗つ取りの犯人に対してもどういう手をいままでに打つてこられております

でもいいましようか、そういうことをわかつてお聞かせを願いまして、私の質問を終わりたいと思

まして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○水野政府委員 「よど号」の犯人につきましては、これは御承知のように、北朝鮮は国交がありませんから、間接に第三国を通じて引き渡しの要

○三原委員長 次回は、明二十七日金曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会する」ととし、本日はこれにて散会いたします。

○水野政府委員 乗つ取り事件のあつた飛行機の中の警察権あるいは裁判権というものは、日本に帰属をしております。そういう関係からは、この犯人の引き渡しをリビア政府に要求するということをいま検討しております。ただ問題は、昨年できましたハイジャックの防止条約という国際条約の中には、ハイジャックされた飛行機が着地したその国にまた裁判権があるという規定になつておりまして、その点では食い違っております。です

逮捕状その他の件につきましては、警察庁の所管で、きょうは予定されな、御質問ですから来て

内閣委員会議録第十四号中正誤	正誤	御本人	御本人心	正規	一末	一 未	正規	御本心	行段	ベシ
二 七 差し繰られる	差し繰られる	現に	先に	駆逐隊	駆逐船隊	一 五 四	駆逐船隊	駆逐隊	駆逐船隊	三 八 三 七 毛 巣に
二 六 四 四 毛	巣に	現に	先に	駆逐船隊	駆逐船隊	一 五 四	駆逐船隊	駆逐隊	駆逐船隊	四 〇 四 〇 四
二 五 四 四 毛	巣に	現に	先に	駆逐船隊	駆逐船隊	一 五 四	駆逐船隊	駆逐隊	駆逐船隊	三 八 三 七 毛 巣に
二 四 四 四 毛	巣に	現に	先に	駆逐船隊	駆逐船隊	一 五 四	駆逐船隊	駆逐隊	駆逐船隊	四 〇 四 〇 四

昭和四十八年八月三日印刷

昭和四十八年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A